

財団法人
国際民商事法センター

ICCLC

第5号

1998年7月

目 次

第 5 号 1998 年 7 月

第一部 理事会・評議員会

平成 9 年度第二回理事会（通算第五回）・同評議員会（通算第四回）

ご挨拶	会 長 伊 藤 正	1
理事会議事録		3
評議員会議事録		7

第五回評議員会（書面による議決）

評議員会議事録		11
---------	-----------	----

第六回理事会

ご挨拶	会 長 伊 藤 正	13
理事会議事録		15

役員等の改選

1 任期満了に伴う理事，監事，特別顧問改選の件	21
2 会長，理事長，事務局長互選の件	23
3 評議員推薦の件	24
4 学術評議員推薦の件	26

平成 9 年度事業報告書及び収支決算書	27
-------------------------------	----

監査報告書	50
-----------------	----

平成 10 年度事業計画書及び収支予算書	51
--------------------------------	----

第二部 第二回国際民商事法研修

第2回国際民商事法研修を終了して・・・・・・・・・・・・・・ 60

国際民商事法研修 in 金沢

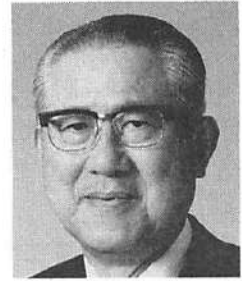
講演「アジアの時代 法整備支援を考える」

上智大学法学部教授 森 嵐 昭 夫・・・・・・・・ 67

編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

平成9年度第二回理事会及び評議員会

平成10年3月17日 午後3時より
於 法曹会館



ご挨拶 財団法人国際民商事法センター 会長 伊藤 正

平成9年度第二回理事会及び評議員会開催に際しまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

当財団は、設立発足以来、2年を経過することとなります。

この間、市場経済化に邁進し、努力されている国々に対する法整備支援、並びに、広くアジア・太平洋諸国との民商事法分野での、相互理解を深めるためのプロジェクトについて、所期の目的に従い、ほぼ順調に事業を推進し、基礎固めが出来たものと考えております。

これもひとえに、当財団役員及び会員の方々、法務省法務総合研究所他、関係者の皆様の絶大なご協力、ご支援の賜でありまして、心よりお礼申し上げる次第です。

本日は、平成8年3月28日の設立発起人会にて選任されました特別顧問、理事及び監事の方々の、任期満了に伴う改選をまずお諮りすることになります。

私としましては、当財団の設立趣旨及び事業目的より見まして、各役員の皆様には、出来る限り長期的にご支援いただきたいと考えており、今回の改選に先立ちまして、皆様には再任をお受けいただくことをお願いした次第です。

その結果、今回任期満了により、改選の対象となる方々総数40人の内、ご都合により辞任される関西電力株式会社 相談役 小林庄一郎殿には、後任として同社 会長 宮崎勇殿を次期理事候補として推薦いただいております、また、特別顧問の豊田章一郎殿、三ヶ月章殿を初め、残る理事、監事全員の方々から再任について所定の議決を得られた後は、引き続きお受けいただける旨、内諾を頂戴しておりますので、後ほど宜敷ご審議をお願いしたいと思います。

さて、来期平成10年度は、当財団として第3年目の活動に入ることになりますが、本日お諮りします、事業計画の主要点について、触れさせていただきます。

最初にも申し上げましたが、2年間の経験により、当財団として骨格となる事業について、基礎固めが出来てまいりましたので、これを基礎として事業内容を一層充実させると共に、新しいプロジェクトにも積極的に取り組みたいと考えております。

法整備支援研修については、国際協力事業団及び法務省の積極的なお取り計らいにより、ベトナム研修の研修期間が従来の3週間から4週間に拡張されること、また、

6ヶ国から研修員9人の参加を得ております、国際民商事法研修の海外研修員枠が3人増加し、12人になることなどが予定されており、これら国際研修がより充実するものと期待しております。

日中民商事法セミナーは、第3回を迎えますが、今回は中国より講師をお招きし、東京にて開催を予定しております。

大きく動いております中国の行政、経済、金融等の改革と関連し、市場経済化へ向けての法制度の状況について、適切なテーマと講師を選定し、時宜に合ったセミナーにしたいと考えております。

法整備支援研修では、最も実績のありますベトナムとは一層交流を深めるため、平成11年度にハノイにおいて、日越民商事法セミナーの開催を検討しておりましたが、ベトナム司法省の賛同も得られましたので、前広に準備に取りかかりたいと思います。

調査研究事業としては、平成9年度より、アジア・太平洋諸国倒産法研究を専門家チームに委託し、成果を上げていただいておりますが、これを平成10年度も継続する他、カンボジア国の民法及び民事訴訟法の起草に協力するため、東京に設けられるバックアップ研究会の運営にも、当財団として新たに支援を行いたいと考えます。

これら研究会の成果や情報は、シンポジウムや出版物を通じ、広く一般のご利用に供する予定であります。

以上が平成10年度事業計画の骨子であります、詳細は配布しております資料をご参照いただきたいと思います。

さて、将来に向けて事業を拡大するためには、会員の増加を計り、資金体力を強化することが併せ必要であり、役員の方々には従来にも増して、新規会員の募集についてご協力をいただきたく、改めてここをお願いする次第です。

尚、平成10年度早々に、当財団は、公益法人としての2年間の実績を付しまして、特定公益増進法人認可の申請を行いますこと、付け加えさせていただきます。

最後に、昨今の通貨不安にもからみ、アジア諸国に対する日本の役割や期待が改めて問われておりますが、この様な状況下、当財団の法整備支援を通じた事業は、地道ではありますが、アジア諸国との関係において益々重要、且つ有効な活動と認識しており、当財団の事業の発展に対して、関係者皆様の一層のご支援をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター平成9年度第二回理事会議事録

- 1 開催日時 平成10年3月17日(火) 15時00分～15時50分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館 「高砂の間」
- 3 出席者 理事 35人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 8人
代理人出席 27人
理事長を代理人とする者 12人
理事長の承認を得た者を代理人とする者 15人

4 付議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う理事、監事、特別顧問改選の件
- 第2号議案 会長、理事長、事務局長互選の件
- 第3号議案 平成10年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席。
議事に先立ち会長伊藤正から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 任期満了に伴う理事、監事、特別顧問改選の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 会長、理事長、事務局長互選の件は、原案通り互選することについて全員一致をもって承認可決した。
- (3) 第3号議案 平成10年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

最後に、議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

1 枇杷田 泰 助

2 吉 村 徳 則

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成10年3月17日

議 長

岡 村 泰 孝 

議事録署名人

枇 杷 田 泰 助 

議事録署名人

吉 村 徳 則 

財団法人国際民商事法センター平成9年度第二回理事会出席者

(ｱｲﾃﾞｵ順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭化成工業㈱	相談役	弓倉 礼一	総務部 法務室長	川崎 俊之
アサヒビール㈱	会長	樋口 廣太郎	法務部 副部長	鈴木 紀男
石川島播磨重工業㈱	会長	稲葉 興作	総務部 法規ｸﾞﾙｰﾌﾟ 課長	今和泉真一
大阪瓦斯㈱	会長	大西 正文	理事・東京駐在	村田 修一
関西電力㈱	相談役	小林庄一郎	代理人も欠席／委任状	
㈱クボタ	会長	三野 重和	東京本社 管理部長	三木 栄二
新日本製鐵㈱	社長	今井 敬	取締役	西川 元啓
住友金属工業㈱	会長	新宮 康男	代理人も欠席／委任状	
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業㈱	会長	川上 哲郎	国際法務部 主席	伊藤 准
東京海上火災保険㈱	会長	河野 俊二	代理人も欠席／委任状	
東京電力㈱	会長	那須 翔	代理人も欠席／委任状	
㈱東京三菱銀行	会長	高垣 佑	代理人も欠席／委任状	
㈱東芝	社長	西室 泰三	代理人も欠席／委任状	
東レ㈱	会長	前田勝之助	法務部長	平田 政和
トヨタ自動車㈱	社長	奥田 碩	法務部 主査 (同席 法務部 主任)	高瀬由起夫 大脇衛雄)
㈱日本興業銀行	会長	黒澤 洋	代理人も欠席／委任状	
日本電気㈱	会長	関本 忠弘	欠席	
日本電信電話㈱	社長	宮津純一郎	代理人も欠席／委任状	
日本郵船㈱	会長	根本 二郎	法規ｸﾞﾙｰﾌﾟ 課長代理	入来院隆昭
㈱日立製作所	会長	三田 勝茂	理事・社長室 次長	河崎 栄一
松下電器産業㈱	会長	松下 正治	国際関係部長	五味 紀男

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
三井物産㈱	相談役	江尻宏一郎	代理人も欠席／委任状	
三菱重工業㈱	会長	相川賢太郎	総務部 次長	深井 直人
三菱商事㈱	会長	諸橋 晋六	取締役 総務・法務担当	東条 和彦

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村 泰孝	出席
㈱博報堂 会長	磯邊 律男	理事長宛委任状
弁護士	稲田 克巳	理事長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	出席
弁護士	原田 直郎	理事長宛委任状
(財)民事法務協会 会長	枇杷田泰助	出席
㈱電通総研 社長	福川 伸次	代理人出席
(財)交流協会 理事	梁井 新一	出席
法務省法務総合研究所 所長	吉村 徳則	出席
弁護士	渡邊 悟朗	出席
事務局長	金子 浩之	出席

※代理として、㈱電通総研
総務部 船田紀明部長 出席

監事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村 榮作	出席
住商リース㈱ 専務取締役	中川 英彦	出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱ 会長	豊田章一郎	欠席
弁護士	三ヶ月 章	出席

財団法人国際民商事法センター平成9年度第二回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成10年3月17日(火) 15時00分～15時50分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館 「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 32人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 4人
代理人出席 28人
評議員会議長を代理人とする者 14人
理事長の承認を得た者を代理人とする者 14人
- 4 付議事項
第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事改選の件
第2号議案の1 理事長より、会長、理事長、事務局長互選の件(理事会付議第2号議案)について諮問の件
第2号議案の2 理事長より、平成10年度事業計画及び収支予算の件(理事会付議第3号議案)について諮問の件
- 5 議 事
寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰孝から本日の評議員会の議長に指名され着席。
議事に先立ち会長伊藤正から挨拶があった。
理事長岡村泰孝から第2号の1及び第2号の2の各議案について、評議員会において審議し、助言されたい旨の諮問を受けた。

- (1) 第1号議案 任期满了に伴う理事及び監事改選の件は、理事会の推薦の通り理事及び監事の委嘱を承認することを全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案の1 会長、理事長、事務局長互選の件（理事会付議第2号議案）は、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決した。
- (3) 第2号議案の2 平成10年度事業計画及び収支予算の件（理事会付議第3号議案）は、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決した。

よって、議長は、第2号の1及び第2号の2の各議案については、評議員会として異議がなく、助言すべき事項はない旨理事長に答申した。

最後に、議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

1 鶴田政純

2 野田愛子

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成10年3月17日

議 長

前田 宏 

議事録署名人

野田 愛子 

議事録署名人

鶴田 政純 

財団法人国際民商事法センター平成9年度第二回評議員会出席者

評議員会社

会 社 名	評 議 員		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭硝子㈱	社長	瀬谷 博道	代理人も欠席／委任状	
伊藤忠商事㈱	会長兼社長	室伏 穂	法務部 法務第二チーム長 代行	鈴木 道睦
㈱大林組	副会長	津室 隆夫	海外業務部 総務課長	井島 則之
川崎重工業㈱	会長	大庭 浩	代理人も欠席／委任状	
国際電信電話㈱	社長	西本 正	総務部 法務室 法務課長	山田 能弘
㈱小松製作所	会長	片田 哲也	法務部長	波江野 弘
㈱さくら銀行	頭取	岡田 明重	代理人も欠席／委任状	
サントリー㈱	社長	鳥井信一郎	法務部長	桐生 正一
三洋電機㈱	社長	高野 泰明	法務部長	浜辺 幸雄
㈱三和銀行	頭取	佐伯 尚孝	代理人も欠席／委任状	
住友化学工業㈱	会長	森 英雄	代理人も欠席／委任状	
㈱住友銀行	会長	森川 敏雄	総務部 法務室長 代理	森下 哲朗
ソニー㈱	顧問	愛甲 次郎	法務知的財産部門企画部 部長	尾高 勝郎
大成建設㈱	会長	山本 兵蔵	法務部 国際法務室 課長	阿波 正文
大和証券㈱	顧問	江坂 元穂	欠席	
東京瓦斯㈱	会長	渡邊 宏	文書部 法務グループ 課長	佐成 実
日商岩井㈱	相談役	西尾 哲	代理人も欠席／委任状	
㈱日本経済新聞社	社長	鶴田 卓彦	代理人も欠席／委任状	
日本航空㈱	会長	山地 進	法務部長	三好 晋
日本生命保険(相)	会長	伊藤 助成	欠席	
㈱富士銀行	会長	橋本 徹	業務渉外部 調査役	川元 隆志
富士通㈱	社長	関澤 義	代理人も欠席／委任状	
丸紅㈱	社長	島海 巖	法務部付	西林 良一

会 社 名	評 議 員		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
三井海上火災保險㈱	社長	井口 武雄	代理人も欠席／委任状	
三菱化学㈱	社長	三浦 昭	代理人も欠席／委任状	
三菱電機㈱	社長	北岡 隆	法務知的財産権本部 参与	小沼 孝之

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河本 一郎	議長宛委任状
大阪大学 名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
法務総合研究所 総務企画部長	鶴田 政純	出席
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	欠席
弁護士	野田 愛子	出席
弁護士	前田 宏	出席
弁護士	本林 徹	出席

財団法人国際民商事法センター第五回評議員会（書面による議決）議事録

1 付議事項

理事長岡村泰孝は、平成10年4月16日、各評議員に第五回評議員会の招集を通知し、下記議案について審議し、助言されたい旨諮問し、本評議員会の議長に評議員前田宏を指名した。

議案 平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録について

2 議事

本評議員会議長前田宏は、本議案の内容については、平成10年3月17日開催の評議員会において承認可決した「平成10年度事業計画及び収支予算の件（第2号議案の2）」の審議に際し、事務当局から同議案審議の参考として説明を受け了承したところであり、本議案の審議については、寄附行為第26条第7項及び第24条第5項の規定により、各評議員に対し書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成10年4月17日その旨各評議員に通知し、平成10年5月13日までに書面による回答を求めた。

書面による議決結果は下記の通りであった。

理事長の諮問に係わる「平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録」について、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することについて

賛成の回答 35人

反対の回答 0人

平成10年5月13日現在の評議員数35人の過半数を越える賛成の回答を得て、
本議案は承認・可決した。

よって議長は、本議案については、評議員会として異議がなく、助言すべき事項
はない旨理事長に答申した。

議長は、寄附行為第27条の規定により、下記2名の評議員を議事録署名人に指
名した。

- 1 鶴田 政純
- 2 野田 愛子

以上をもって議事は終了し、議長は議決事項を明らかにするため議事録を作成し、議
事録署名人とともに署名押印する。

平成10年5月21日

議 長

前 田 宏 

議事録署名人

鶴 田 政 純 

議事録署名人

野 田 愛 子 

第六回理事会 平成10年5月21日 午後4時より
於法曹会館

ご挨拶 財団法人国際民商事法センター 会長 伊藤 正

本日は当財団の第六回理事会にあたり、ご多忙中のところお集まりいただき、予定されました議事審議が滞りなく終了しましたこと、厚くお礼申し上げます。

当財団は、設立発足以来2年を経過しまして、去る3月17日開催の理事会及び評議員会、並びに本日の理事会において、任期満了に伴う役員及び学術評議員の改選の手続を終わりました。

企業側のご都合により、数名の方の交代はありましたが、実質的には全員に再任をお引き受けいただくことになりましたこと、各位の当財団に対する強力なご支援の賜ものとして深く感謝するとともに、今般新たに就任をいただく役員及び学術評議員の皆様にも、それぞれのお立場より当財団の事業活動に対し、格別のご理解とご協力をお願いする次第です。

先ほどの平成9年度事業報告にもありました通り、法整備支援研修はベトナムが年2回に増加され、マルチ国際民商事法研修の参加国が3ヶ国から6ヶ国に拡大して来ており、更に今年度からはカンボジアに対する支援活動が積極化する見込みとのことで、法整備支援研修関連事業の規模は、更に拡大することになります。

また、日中民商事法セミナー、アジア・太平洋諸国倒産法研究及びシンポジウムなども軌道に乗って来ておりますが、今後益々内容を充実させると共に、来年度はハノイに於いて日越民商事法セミナーを開催すべく準備を始めています。

会員の皆様にはこれら活動や機関誌等を通じ、情報の提供をきめ細かく行うよう心がけておりますが、当財団は公益法人として、広く社会のお役に立つべく、諸事業についてより公開度を高めることが必要であります。

以上、当財団の活動もこの2年間である程度の基礎が固まって来たとはいえ、更に事業を拡大・発展させ、新規プロジェクトにも積極的に取り組むため、当財団の資金体力の一段の強化を計り、併せ公益事業として社会性を高めたいと考えております。

当財団の運転資金は企業会員の皆様からの会費収入に全面的に依存しており、資金体力の強化は一重に新規会員の増加にかかっております。各役員の皆様には別途会員の募集について、お願いをしますので、宜敷ご協力をいただきたいと思います。

なお、当財団は過去2年間の公益法人としての活動実績をベースとして、特定公益増進法人の認定を得るべく兼ねてから折衝を続けて来ております。この特定公益増進法人の認定が得られますと、会員企業からお支払いいただく会費について、その企業の一般の寄付金に対する損金算入限度額とは別枠にて損金処理が可能となります。

従いまして、この認定が取れましたら、当財団に対する寄付は、税法上特別優遇措置が認められることから、新規会員募集に一層力を入れると共に、現行会員の皆様にも会費引受口数の増加についてご協力をいただきたいと考えております。

前回の理事会でも一言触れましたが、アジア諸国に対する日本の役割、プレゼンスが種々問われている状況の中で、当財団の法整備支援を通じた事業は、益々重要なものであると認識しており、当財団の事業の発展に対し、関係者皆様の一層のご支援をここに改めてお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第六回理事会議事録

1 開催日時 平成10年5月21日(火) 16時00分～17時00分

2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館 「高砂の間」

3 出席者 理事 36人(出席者名簿別添)

内訳 本人出席 8人

代理人出席19人

他の理事を代理人とする者 9人

理事長の承認を得た者を代理人とする者10人

書面による表決 9人

4 付議事項

第1号議案 評議員推薦の件

第2号議案 学術評議員推薦の件

第3号議案 平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席。

(1) 第1号議案 評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(2) 第2号議案 学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(3) 第3号議案 平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録の件につき、議長は議事に先立ち、木村榮作、中川英彦両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成9年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。

議長は、本議案を諮問した第五回評議員会の審議結果について、評議員会議長前田宏に報告を求めた。

評議員会議長は、本議案の審議については、寄附行為第26条第7項及び第24条第5項の規定により、各評議員に書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えた旨、及び書面による議決の結果、本議案については、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨報告し、その旨理事長に答申した。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成9年度事業報告・収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

なお、議長は平成10年3月17日開催の理事会にて承認可決された平成10年度収支予算書の、平成9年度からの繰越収支差額は、その時点の収支決算見込により12,270千円としていたが、平成9年度収支決算の確定に伴い、13,120千円となったことにつき報告した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

1 枇杷田 泰 助

2 吉 村 徳 則

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、最後に議長の要請により、会長伊藤正及び特別顧問三ヶ月章から挨拶があり、第六回理事会は閉会となった。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成10年5月21日

議 長

岡村泰孝 

議事録署名人

枇杷田泰助 

議事録署名人

吉村徳男 

財団法人国際民商事法センター第六回理事会出席者

(7月13日順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭化成工業㈱	相談役	弓倉 礼一	総務部 法務室長	川崎 俊之
アサヒビール㈱	会長	樋口 廣太郎	理事長宛委任状	
石川島播磨重工業㈱	会長	稲葉 興作	書面表決	
大阪瓦斯㈱	会長	大西 正文	理事・東京駐在	村田 修一
関西電力㈱	会長	宮崎 勇	総務室長	有賀 熙雄
㈱クボタ	会長	三野 重和	理事長宛委任状	
新日本製鐵㈱	社長	今井 敬	取締役	西川 元啓
住友金属工業㈱	会長	新宮 康男	書面表決	
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業㈱	会長	川上 哲郎	理事長宛委任状	
東京海上火災保険㈱	会長	河野 俊二	取締役 総務部長	崎谷 幸生
東京電力㈱	会長	那須 翔	書面表決	
㈱東京三菱銀行	会長	高垣 佑	書面表決	
㈱東芝	社長	西室 泰三	書面表決	
東レ㈱	会長	前田勝之助	法務部長	平田 政和
トヨタ自動車㈱	社長	奥田 碩	理事長宛委任状	
㈱日本興業銀行	会長	黒澤 洋	法務部長	古田 道生
日本電気㈱	会長	関本 忠弘	書面表決	
日本電信電話㈱	社長	宮津純一郎	書面表決	
日本郵船㈱	会長	根本 二郎	書面表決	
㈱日立製作所	会長	三田 勝茂	理事・社長室 次長	河崎 栄一
松下電器産業㈱	会長	松下 正治	書面表決	

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
三井物産㈱	相談役	江尻宏一郎	文書部 法務第三室長	鈴木 幸弘
三菱重工業㈱	会長	相川賢太郎	総務部 次長	深井 直人
三菱商事㈱	会長	諸橋 晋六	理事長宛委任状	

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村 泰孝	出席
㈱博報堂 会長	磯邊 律男	出席
弁護士	稲田 克巳	出席
弁護士	小杉 丈夫	理事長宛委任状
弁護士	原田 直郎	理事長宛委任状
(財)民事法務協会 会長	枇杷田泰助	出席
㈱電通総研 社長	福川 伸次	出席
(財)交流協会 理事	梁井 新一	理事長宛委任状
法務省法務総合研究所 所長	吉村 徳則	出席
弁護士	渡邊 悟朗	理事長宛委任状
事務局長	金子 浩之	出席

監事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村 榮作	出席
住商リース㈱ 専務取締役	中川 英彦	出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱ 会長	豊田章一郎	欠席
弁護士	三ヶ月 章	出席

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
法務総合研究所 総務企画部長	鶴田 政純	出席
弁護士	前田 宏	出席

役員等の改選

1 任期満了に伴う理事、監事、特別顧問改選の件

以下の方々が改選され、会長より委嘱された。

(1) 理事

新任／再任	氏 名	現 職
再任	相 川 賢太郎	三菱重工業株式会社会長
再任	磯 邊 律 男	株式会社博報堂会長
再任	伊 藤 正	住友商事株式会社名誉顧問
再任	稲 田 克 巳	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	稲 葉 興 作	石川島播磨重工業株式会社会長
再任	今 井 敬	新日本製鐵株式会社社長
再任	江 尻 宏一郎	三井物産株式会社相談役
再任	大 西 正 文	大阪瓦斯株式会社会長
再任	岡 村 泰 孝	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	奥 田 碩	トヨタ自動車株式会社社長
再任	川 上 哲 郎	住友電気工業株式会社会長
再任	黒 澤 洋	株式会社日本興業銀行会長
再任	河 野 俊 二	東京海上火災保険株式会社会長
再任	小 杉 丈 夫	弁護士(東京弁護士会所属)
再任	新 宮 康 男	住友金属工業株式会社会長
再任	関 本 忠 弘	日本電気株式会社会長
再任	高 垣 佑	株式会社東京三菱銀行会長

新任／再任	氏 名	現 職
再任	那 須 翔	東京電力株式会社会長
再任	西 室 泰 三	株式会社東芝社長
再任	根 本 二 郎	日本郵船株式会社会長
再任	原 田 直 郎	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	樋 口 廣太郎	アサヒビール株式会社会長
再任	枇杷田 泰 助	財団法人民事法務協会会長
再任	福 川 伸 次	株式会社電通総研社長
再任	前 田 勝之助	東レ株式会社会長
再任	松 下 正 治	松下電器産業株式会社会長
再任	三 田 勝 茂	株式会社日立製作所会長
再任	三 野 重 和	株式会社クボタ会長
新任	宮 崎 勇	関西電力株式会社会長
再任	宮 津 純一郎	日本電信電話株式会社社長
再任	諸 橋 晋 六	三菱商事株式会社会長
再任	梁 井 新 一	財団法人交流協会理事
再任	弓 倉 礼 一	旭化成工業株式会社相談役
再任	吉 村 徳 則	法務総合研究所長
再任	渡 邊 悟 朗	弁護士(神戸弁護士会所属)
再任	金 子 浩 之	財団法人 国際民商事法センター事務局長

(2) 監事

新任／再任	氏 名	現 職
再任	木 村 榮 作	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	中 川 英 彦	住商リース株式会社専務取締役

(3) 特別顧問

新任／再任	氏 名	現 職
再任	豊 田 章一郎	トヨタ自動車株式会社会長
再任	三ヶ月 章	弁護士(第一東京弁護士会所属)

2 会長，理事長，及び事務局長互選の件

以下の通り互選された。

会長	再任	伊藤 正
理事長	再任	岡村 泰孝
事務局長	再任	金子 浩之

3 評議員推薦の件

以下の方々が推薦され、会長より委嘱された。

新任／再任	氏 名	現 職
再任	愛甲 次郎	ソニー株式会社顧問
新任	石川 正	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	伊藤 助成	日本生命保険相互会社会長
再任	井口 武雄	三井海上火災保険株式会社社長
再任	江坂 元穂	大和證券株式会社非常勤顧問
再任	大庭 浩	川崎重工業株式会社社会長
再任	岡田 明重	株式会社さくら銀行頭取
再任	小野 昌延	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	片田 哲也	株式会社小松製作所会長
再任	河本 一郎	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	北岡 隆	三菱電機株式会社社長
再任	熊谷 信昭	大阪大学名誉教授
再任	佐伯 尚孝	株式会社三和銀行頭取
再任	関澤 義	富士通株式会社社長
再任	瀬谷 博道	旭硝子株式会社社長
再任	高野 泰明	三洋電機株式会社社長
再任	鶴田 卓彦	株式会社日本経済新聞社社長
再任	鶴田 政純	法務総合研究所総務企画部長
再任	鳥井信一郎	サントリー株式会社社長
再任	鳥海 巖	丸紅株式会社社長
再任	長島 安治	弁護士（第一東京弁護士会所属）
新任	中野貞一郎	奈良産業大学教授
再任	西 迪雄	弁護士（第二東京弁護士会所属）

新任／再任	氏 名	現 職
再任	西尾 哲	日商岩井株式会社相談役
再任	西本 正	国際電信電話株式会社社長
新任（交代）	丹羽宇一郎	伊藤忠商事株式会社社長
再任	野田 愛子	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	橋本 徹	株式会社富士銀行会長
再任	前田 宏	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	三浦 昭	三菱化学株式会社社長
新任（交代）	向笠 慎二	株式会社大林組社長
再任	本林 徹	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	森 英雄	住友化学工業株式会社会長
再任	森川 敏雄	株式会社住友銀行会長
新任	森島 昭夫	上智大学教授
再任	山地 進	日本航空株式会社会長
再任	山本 兵藏	大成建設株式会社会長
再任	渡邊 宏	東京瓦斯株式会社会長

以上

4 学術評議員推薦の件

以下の方々が推薦され、会長より委嘱された。

新任／再任	氏 名	現 職
新任	池田 辰夫	大阪大学教授
再任	生駒 啓	公証人
再任	奥島 孝康	早稲田大学総長
再任	梶谷 玄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	柏木 昇	東京大学教授
再任	川又 良也	大阪国際大学学長
再任	北川善太郎	名城大学教授
再任	小島 武司	中央大学教授
再任	志村 治美	京都学園大学教授
再任	曾野 和明	帝塚山大学教授
再任	竹下 守夫	駿河台大学教授
再任	濱田 邦夫	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	星野 英一	東京大学名誉教授
再任	前田 庸	学習院大学教授
新任	松島 洋	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	柳田 幸男	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	湯浅 道男	愛知学院大学教授

注：再任は平成8年5月22日開催の第一回理事会にて推薦され、同日付けで就任を委嘱された方々の改選です。（この他に5人の学術評議員がおられますが、現在任期中にて、今後任期満了の際、別途改選の手続を行います。）

平成9年度事業報告書

(平成9年4月1日～平成10年3月31日)

1 役員会の開催

(1) 平成9年度第1回理事会・評議員会

平成9年度第1回理事会・評議員会を下記の通り開催した。

日 時 : 平成9年5月22日 午後2:00～3:10

場 所 : 法曹会館 高砂の間

出席者 : 理事会 理事 35名(本人出席8名、代理人出席14名、
委任状出席13名)

評議員会 評議員34名(本人出席3名、代理人出席17名、
委任状出席14名)

理事会、評議員会ともに定足数である過半数を満たす出席があり、有効に成立した。岡村理事長が理事会の議長として議事を進め、以下の議案を原案通り承認可決した。平成8年度事業報告及び収支決算の件、平成9年度事業計画及び収支予算の件、寄附行為の一部変更の件、理事推薦の件、評議員推薦の件、学術評議員推薦の件。岡村理事長から指名を受けた前田評議員が、評議員会の議長として議事を進め、理事委嘱承認の件については原案通り承認可決し、以下の議案についての理事長よりの諮問に対し、原案通りに異議がない旨を答申した。

平成8年度事業報告及び収支決算の件、平成9年度事業計画及び収支予算の件、寄付行為一部変更の件。

ついで、平成8年度事業報告及び収支決算について、監事の承認を得た。

理事会議事録署名人として、以下2名が指名された。

・株式会社博報堂 会長 磯邊 律男

・(財)民事法務協会 会長 枇杷田 泰助

評議員会議事録署名人として、以下2名が指名された。

・弁護士 小野 昌延

・法務総合研究所 総務企画部長 小木曾 國隆

上記議決にもとづき会長は、平成9年5月22日下記の方々に、新に理事、評議員、学術評議員を委嘱した。

理 事 ・株式会社東芝 社長 西室 泰三(前任者 青井 舒一殿)

評 議 員 ・弁護士 本林 徹 (新任)

学術評議員 ・弁護士 中務 嗣治郎(新任)

・弁護士 射手矢 好雄(新任)

(2) 理事・評議員会の書面による決議（寄附行為24条5項、26条7項）

理事長は、理事に対して、理事1名、評議員3名、学術評議員2名推薦の件について、また評議員に対して、理事1名委嘱承認の件について、それぞれ書面により賛否を求めた結果、平成9年12月25日までにいずれも原案通り賛成する旨の回答を得た。

これに基づき会長は、平成10年1月5日下記の方々に、新に理事、評議員、学術評議員を委嘱した。

- 理 事 ・ 日本電信電話株式会社 社長 宮津 純一郎(前任者 児島 仁殿)
評 議 員 ・ 神戸大学名誉教授 河本 一郎(新任、学術評議員を退任)
・ 法務省法務総合研究所 総務企画部長 鶴田 政純
(前任者 小木曾 國隆殿)
・ 株式会社さくら銀行 頭取 岡田 明重(前任者 橋本 俊作殿)
学術評議員 ・ 鈴鹿国際大学教授 奥田 昌道(新任)
・ 東京都立大学教授 野村 好弘(新任)

(3) 平成9年度第2回理事会・評議員会

平成9年度第2回理事会・評議員会を下記の通り開催した。

- 日 時 : 平成10年3月17日 午後3:00～3:50
場 所 : 法曹会館 高砂の間
出席者 : 理事会 理事 35名(本人出席8名、代理人出席15名、
委任状出席12名)
評議員会 評議員32名(本人出席4名、代理人出席14名、
委任状出席14名)

理事会、評議員会ともに定足数である過半数を満たす出席があり、有効に成立した。
議事に先立ち伊藤会長から挨拶があった。

岡村理事長が理事会の議長として議事を進め、以下の議案を承認可決した。

任期満了に伴う理事、監事、特別顧問改選の件、会長、理事長、事務局長互選の件、
平成10年度事業計画及び収支予算の件。

岡村理事長から指名を受けた前田評議員が、評議員会の議長として議事を進め、
理事、監事委嘱承認の件については原案通り承認可決し、以下の議案についての
理事長よりの諮問に対し、原案通りに異議がない旨を答申した。

会長、理事長、事務局長互選の件、平成10年度事業計画及び収支予算の件。

理事会議事録署名人として、以下2名が指名された。

- ・(財)民事法務協会 会長 枇杷田 泰助
・法務総合研究所 所長 吉村 徳則

評議員会議事録署名人として、以下2名が指名された。

- ・法務総合研究所 総務企画部長 鶴田 政純
- ・弁護士 野田 愛子

上記議決にもとづき、会長は、平成10年4月1日、理事、監事、特別顧問を委嘱した。下記1名の新任の他は全員再任された（別途配布、平成10年4月1日現在、特別顧問、理事及び監事名簿を参照）。

新 任 理 事 ・関西電力株式会社 会長 宮崎 勇（前任者 小林 庄一郎殿）

2 法整備支援研修受託事業並びに同研修関連事業

（1）ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

国際協力事業団のベトナム研修は、平成8年度の第3回ベトナム研修より当財団が受託しており、これが平成9年度から年2回に増加された。

①第4回ベトナム研修

研 修 期 間 : 平成9年6月16日（月）～7月4日（金）

研修実施場所 : 法務省法務総合研究所

研修主要内容 : 登記制度、不動産登記制度、供託制度、商業登記制度、商法総則、会社法、民法、親族法、公証人制度、戸籍制度、裁判制度、司法書士制度

講 師 : 三ヶ月章特別顧問、枇杷田泰助理事、小木曾國隆評議員、生駒啓学術評議員、他、最高裁、法務省民事局、同法務総合研究所、東京大学、法政大学等からの専門家

表敬及び見学 : 法務大臣、法務省大臣官房総務審議官、同司法法制調査部長、同民事局長を表敬訪問
大阪において、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務局長を表敬訪問

最高裁、司法研修所、東京地裁、弁護士事務所、船橋登記情報センター、豊島区役所、大阪法務局等を訪問見学

東京、横浜をハトバスで見学

大阪では松下電器産業の工場見学、帰途京都市内を見学

- ベトナム研修員 :
1. ティン フン トン 司法省民事経済法局長
 2. フン ホン ハン 司法省登記・戸籍・公証局長
 3. ケン ティ マイ 司法省法務専門官
 4. ゴ トゥ ハン 司法省法務専門官
 5. レー タン ロン 司法省法務専門官
 6. ケン マイン クン 国会法務事務局法務専門官
 7. トゥ タン 内閣官房法務部 法務専門官
 8. ノン ティ ラン 司法省法務専門官

この研修に際し、当財団は、東京、横浜、大阪、京都の見学旅行費用の一部及び、講師謝金、教材校正、通訳謝金等の費用の一部を支援した。

また、ベトナム研修員の関西見学旅行に際し、下記の通り懇談会を開催し、財団関係者17名の他、関西の法曹関係者等23名が出席し、ベトナム研修員との交流を深めた。

日時：平成9年6月25日(水) 17:30～19:30

場所：KKR HOTEL OSAKA

挨拶：岡村泰孝当財団理事長、ディン・フン・トゥン研修員団長

②第5回ベトナム研修

研修期間：平成9年10月13日(月)～10月31日(金)

研修実施場所：法務省法務総合研究所

研修主要内容：裁判制度、民事訴訟法、民事訴訟制度、民事執行法、裁判外紛争解決手段、民事保全制度、不動産登記制度、執行手続、企業における紛争解決手段、不動産競売と鑑定評価

講師：三ヶ月章特別顧問他、最高裁、東京地裁、法務省民事局、司法法制調査部、法務総合研究所、東京大学、一橋大学、聖心女子大学等からの専門家、伊藤忠商事㈱ 法務部 河村次長、澤野弁護士等

表敬及び見学：法務大臣、法務省大臣官房総務審議官、同司法法制調査部長、同民事局長を表敬訪問

大阪において、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務局長を表敬訪問

東京において、最高裁、司法研修所、東京地裁、弁護士事務所を見学。都内をハトバスツアー

大阪では、大阪法務局において登記の現場を見学、松下電器産業の工場を見学。東京への帰途、京都市内を見学

ベトナム研修員：1. ディン・フン・トゥン 司法省民事経済法局長
2. フム・クアン・グイン 司法省財政計画局長
3. チン・ホイ・トゥー ビン・ディン省司法局長
4. ケン・クオック・フン ティン・ザン省司法局次長
5. チン・フアン・ガア 司法省民事経済法務専門官
6. ディン・ティ・マイ・フォン 司法省法務研究所研究官
7. フム・トゥアン・ゴック 司法省監察局監察官
8. ケン・トック・タイ 司法省判決執行局法務専門官
9. ケン・ティ・ザウ タイ・ビン省判決執行部長
10. ケン・ティ・ホー ビン・ディン省判決執行部長

11. ゲン ニュ ス 国会事務局総務局長

12. ㏐ ヒュ ㏑ 司法省国際法・協力局法務専門官
(長期派遣研修員)

この研修に際し、当財団は、第4回ベトナム研修と同様の費用を支援した。
また、研修カリキュラムの一コマとして設けられた、ベトナム研修員代表の
発表会に際し、当財団関係者13名の他、法務省研修担当者等13名の参加を得、
引き続き昼食会を催して、研修員との懇談の機会を持った。

日 時 : 平成9年10月21日(火)
発表会 17:30～19:30
昼食会 12:30～13:30
場 所 : 発表会 法務総合研究所 第4教室
昼食会 法曹会館
発 表 : ディン チュン トゥン ベトナム研修員団長
テーマ「ベトナム法整備(民事訴訟及び民事執行手続関係)
の現状と課題」

③ベトナム重要政策中枢支援(法整備)カウンターパート研修(ベトナム長期研修)

日本国とベトナム国は、ベトナム国の法律家の育成を目的に若手法律家を日本に
受け入れ、特定の法律課題について調査研究を指導することで合意した。
初年度として同国司法省国際協力局の専門官が1名来日し、民法及び商法の
調査、研究を行うこととなり、当財団は国際協力事業団より同事業を受託した。
研修の概要は以下の通り。

期 間 : 平成9年10月13日(月)～10年1月16日(金)
場 所 : 法務総合研究所
研 修 員 : ㏐ ヒュ ㏑ ベトナム国司法省国際法・協力局専門官
研修内容 : 第5回ベトナム法整備支援研修及び国際民商事法(倒産法)
シンポジウムに参加
法務省民事局による実務研修及び法律事務所における実務研修
ベトナムにおける裁判外の紛争処理システムの現状と問題点に
ついてレポート作成

尚、研修員の家庭の事情により、本研修は当初予定の1年間を短縮し、本人は
平成10年1月18日帰国した。(ベトナム長期研修は平成10年度に継続実施
される予定。)

(2) 国際民商事法研修（マルチ研修）

平成9年度は、平成8年度第1回研修のモンゴル、ミャンマー、ベトナム3ヶ国に、新にカンボジア、中国、ラオスが加わり、6ヶ国9名の外国人研修員が来日し、これに6名の日本人研修員も参加し、計15名にて以下の通り実施した。

第2回マルチ研修

研 修 期 間 : 平成10年2月2日(月)～3月6日(金)

研修実施場所 : 国際協力事業団 大阪国際センター 2/2～2/20、3/2～3/6
法務省法務総合研究所 2/25～2/27

研修主要内容 : 国際取引と法インフラ、民法物権、債権、裁判制度、民法担保物権、企業における担保実務、裁判外紛争処理システム、国際取引法、企業における紛争解決、国際取引に伴う紛争解決、不動産登記制度、会社法、商行為法、手形・小切手法、民事訴訟法、経済規制に関する法律、倒産処理法

講 師 : 三ヶ月章特別顧問、原田直郎理事、鶴田政純評議員他、法務省民事局、大阪法務局、京都大学、大阪大学、神戸大学、一橋大学、大阪市立大学、神戸学院大学、帝塚山大学、大阪弁護士会、国際商事仲裁協会、関西電力㈱、伊藤忠商事㈱、㈱小松製作所、住友商事㈱からの専門家

表敬及び見学 : 関西では、大阪高裁長官、大阪地裁所長、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務局長、大阪市長を表敬訪問
大阪地裁民事法廷を見学

2月12日、13日石川県金沢市に旅行し、石川国際民商事法センター（平成8年12月に石川県の民間企業35社を会員として組織され、同センターが当財団の会員となっている。会長 飛田秀一 北國新聞社長）の主催する国際民商事法講演会に合わせ、研修員代表2名が当該国法整備状況について発表を行った

また、金沢市内、県立伝統産業会館、津田駒工業等を見学

2月23日トヨタ自動車の工場を見学、東京では、法務大臣、法務総合研究所長、法務省大臣官房総務審議官、同民事局長を表敬訪問し、最高裁、司法研究所を見学、都内見学も実施

研 修 員 : カンボジア You Onara 司法省 ASEAN 担当課長

中国 Dong Chaojie 國務院司法局上席職員

Li Mingzheng 國務院司法局上席職員

ラオス Khene Lovanxay 司法省経済仲裁機構 ADR
担当官

Sourivanh Xaymonkhon 通産省企画・協力部部長

モンゴル	Dorj Odbayar	司法省国際法・司法協力局司法 協力担当課長
	Jugnee Shishmishig	対外関係省貿易・経済協力 部政策・貿易問題担当官
ミャンマー	Khin Htwe Myint	司法長官官房法務官
ベトナム	Le Minh Tien	商務省法務部外国貿易担当 専門官
日本	福島 紀彦	関西電力総務室法務グループ
	亀山 升典	丸紅総法務部国際法務第2課
	阿多 麻子	山口家庭裁判所判事補
	中村 誠	法務省民事局第3課係長
	水野 美鈴	法務総合研究所教官
	永幡 無二雄	大阪地方検察庁検事

この研修に際し、当財団は、研修の円滑な取進めのため、ベトナム研修と同様の支援を行うとともに、日本人研修員の参加費用を支援した。

また、2月26日には東京新宿三井クラブにおいて、当財団主催により研修員との懇談会を開催し、交流を深めた。

(3) 第3回カンボジア国司法支援研修（カンボジア研修）

国際協力事業団は、法務省、最高裁、日弁連の協力を得て、カンボジア研修を実施しており、平成9年度は第3回を迎えている。

今回当財団は、平成10年1月19日のカントリーレポート発表会及び1月22日の法務総合研究所長主催昼食会に出席した。

研 修 期 間 : 平成10年1月19日(月)～2月6日(金)

研 修 内 容 : 最高裁による研修 1/20・21

法務省による研修 1/22～28

日弁連による研修 1/29～2/6

研 修 員 : ヒー・ル・ア カンゴール州裁判所首席判事 他4名

平成9年度は、カンボジア研修に関連し、当財団としての支援事業の実施に至らなかったが、平成10年度以降は積極的に取り組むこととしている。

3 シンポジウム等運営事業

- (1) 日中民商事法セミナー（平成9年度事業計画では“日本法制度セミナー”としていたが、今後、日本、中国いずれで開催するのにも同一名称とするため、“日中民商事法セミナー”に変更した。）

日中両国間で民商事法分野での理解を深めるため、平成9年度は日本側より北京に出向き、日本法を紹介するセミナーを以下の通り実施した。(本セミナーの詳細は、機関誌 ICCLC 第4号を参照)

①第2回日中民商事法セミナー

日 時 : 平成9年10月22日(水) 9:00~19:30
23日(木) 8:30~13:40

場 所 : 北京市 首都大酒店

主 催 : 中国 国家経済体制改革委員会

日本 当財団

後 援 : 日本 法務省法務総合研究所

出席者 : <日本からの訪問団>

当財団会長・伊藤正、特別顧問・三ヶ月章、評議員・河本一郎、同 鶴田政純、学術評議員・野村好弘、同 射手矢好雄の他、法務総合研究所及び当財団事務局より各1名、総勢8名

<中国側参加者>

国家経済体制改革委員会 他 政府諸機関、最高人民法院、最高人民検察院、中国法学会、中国社会科学院、北京大学、中国政法大学、研究機関、国営企業、報道機関等より、中国側参加者87名、及び、在北京日本企業9名、総勢96名

プログラム 10月22日

1. 主催者挨拶 国家経済体制改革委員会 副主任 王 東進

当財団会長 伊藤 正

2. 日本側講演

演題 「明治(1868年)以後の日本近代法制度構築の歴史」

講師 当財団特別顧問 三ヶ月 章

3. 中国側講演

演題 「社会主義市場経済の法体系の整備に関する構想」

講師 国家経済体制改革委員会政策法規司長 許 驊

4. 日本側講演

演題 「日本の仲買業(BROKERAGE)に関する諸法律の概要」

講師 当財団学術評議員 河本 一郎

5. 挨拶 当財団評議員 鶴田 政純

各講演の後、質疑討論を実施、活発な意見交換がなされた。

プログラム 10月23日

6. 日本側講演

演題 「日本の経済契約法の体系」

講師 東京都立大学教授 野村 好弘

7. 中国側講演

演題 「中国税法の概況」

講師 国家税務局局長 許 善達

尚、10月22日セミナー終了後、同会場にて、当財団主催によりセミナー参加者全員を招待し、懇親会を開催し交流を深めた。

懇親会挨拶 : 伊藤 正 会長

王 東進 副主任

②北京駐在財団会員企業代表者との懇談会、懇親会

日 時 : 平成9年10月23日(木)

16:00～ 懇談会 18:00～ 懇親会

場 所 : 首都大酒店

出席者 : 在北京日本企業9社13名、法律事務所1名、日本大使館1名、国際協力事業団1名、当財団会長、特別顧問1名、評議員1名、学術評議員2名、大学教授1名、法務省1名、事務局1名

当財団はこの機会に、日本の「六法全書 平成9年度版 I・II(有斐閣)」等法律関係書籍12冊を国家経済体制改革委員会に贈呈した。

尚、日本側の伊藤会長以下一行は、10月23日午後2:30より中南海政府迎賓室において、国家経済体制改革委員会 李 鉄映主任を表敬訪問した。

李主任は当財団活動を評価し、一層協力関係を進めていくことを確認した。

また、10月24日、在北京日本大使館 佐藤 嘉恭大使を表敬訪問し、招宴を受けた。

(2) アジア・太平洋における倒産法制シンポジウム

当財団は、アジア太平洋の7ヶ国から倒産法関係の専門家を招聘し、日本の倒産法関係の専門家を交えて、各国の倒産法制(清算型)の現状と今後の方向及び実務上の問題点について意見をかわすため、以下の通り国際シンポジウムを開催した。

日 時 : 平成9年11月18日(火) 9:30～17:30

会 場 : 大阪国際交流センター

主 催 : 当財団及び法務総合研究所

後 援 : 社団法人商事法務研究会、関西アジア民商事法研究会

パネリスト : オーストラリア Timothy Lindsey メルボルン大学 アジア法センター 副理事
中国 劉 榮軍 中山大學 法学部 助教授
インドネシア Kartini Muljadi 弁護士
韓国 林 鍾憲 大法院法院行政處 訟務審議官判事
マレーシア N.Thanabalasingam マラ工科大学 教授

シンガポール	Eric Low	弁護士
タイ	Sutee Supanit	タマサット大学 法学部長
日本	池田 辰夫	大阪大学 法学部 教授
	小原 正敏	弁護士
	季 衛東	神戸大学 法学部 教授
	田頭 章一	岡山大学 法学部 助教授
	宮川 知法	大阪市立大学 法学部 教授
	深山 卓也	法務省 民事局参事官

- プログラム :
1. 主催者挨拶
吉村 徳則 法務総合研究所長
 2. 各国よりの発表
オーストラリア、中国、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ
 3. 論点整理
宮川 知法教授、田頭 章一助教授
 4. パネルディスカッション
司会 池田 辰夫教授、小原正敏弁護士
 5. 法改正作業の現状についての発表
深山 卓也 民事局参事官
 6. 総括スピーチ
三ヶ月 章 当財団特別顧問

出席者 : 当財団会長、理事長、特別顧問1名、監事1名、理事4名、理事会社5社8名、評議員3名、評議員会社6社8名、学術評議員3名、学術協力員他関係者23名、一般会員会社5社5名、一般参加者18名、最高裁判所1名、法務省11名、計88名

シンポジウムに先だち、各国パネリストに各国倒産法（清算型）について詳細のアンケートを実施、同回答を得てシンポジウム資料とし、更に、各国倒産法制（清算型）比較一覧表として整理することとしている。

シンポジウム討議内容等については、後述アジア・太平洋諸国倒産法研究の成果とともに、冊子にまとめ発行する予定（平成10年9月頃の見込）。

4 調査研究事業

（1）アジア・太平洋諸国倒産法研究会

当財団は、関西在住の学者、法律家をメンバーとして「アジア・太平洋諸国における倒産法制」をテーマに研究を委託することとし、座長を大阪大学法学部池田辰夫教授に依頼し、平成9年7月より定期的に研究会を開催している。

アジア・太平洋倒産法研究会（略称“AB研”）

〈AB研構成〉

座長研究員	池田 辰夫	大阪大学教授
研究員	宮川 知法	大阪市立大学教授
研究員	季 衛東	神戸大学教授
研究員	田頭 章一	岡山大学助教授
研究員	小原 正敏	弁護士
研究補助員	藤本 利一	和歌山大学助教授
相談員	法務省民事局より1名	
相談員	法務省法務総合研究所より 島本 喜章 総務企画部付	
事務局	法総研及び当財団事務局	

〈研究対象国〉

オーストラリア、ニュージーランド、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、タイ

上記研究員が国別に担当研究し、1～2ヶ月に1回研究会を開催し、報告、検討、討議を行う。

研究成果はとりまとめ、冊子または書籍として出版する。

第1回AB研

日時：平成9年7月1日（火） 15:00～17:20

場所：大阪地検 8階会議室

出席者：研究員、法総研、当財団事務局
民事局 法務省民事局参事官 深山 卓也、
同局付検事 小川 秀樹

議事：研究会の名称、事務局の設置、研究会の目的と性格、研究会の今後の運営（研究会の実施期間、実施方法、研究対象国の分担、研究対象国の資料収集方法、研究成果物のとりまとめと発表）、倒産法シンポジウムで取り上げるべき個別テーマ等

第2回AB研

日時：平成9年9月26日（金） 13:30～16:30

場所：大阪高検 会議室

出席者：研究員、法総研、当財団事務局
民事局 法務省民事局付検事 花村 良一

議事：研究発表
オーストラリア倒産法について、マレーシア倒産法について（ともに田頭章一）、中国倒産法について（季衛東）、韓国倒産法について（宮川知法）

第3回AB研

日時：平成9年11月7日（金） 14:30～17:00

場所：第2回と同じ

出席者：研究員、法総研、当財団事務局
民事局 法務省民事局付検事 小川 秀樹

議事：研究発表
オーストラリア倒産法について（田頭章一）、シンガポール倒産法について（池田辰夫）、タイ倒産法について（小原正敏）

第4回AB研

日時：平成9年12月16日（火） 14:00～17:00

場所：第3回と同じ

出席者：研究員、法総研、当財団事務局
民事局 法務省民事局付検事 坂本 三郎

議事：研究発表
シンガポール会社破産手続について（池田辰夫）

第5回AB研

日時：平成10年1月26日（月） 14:00～17:00

場所：第4回と同じ

出席者：研究員、法総研、当財団事務局
民事局 法務省民事局付検事 花村 良一

議事：研究発表
オーストラリア倒産法について（田頭章一）、韓国倒産法について（宮川知法）

第6回AB研

日時：平成10年2月23日（月） 14:00～17:00

場所：第5回と同じ

出席者：研究員、法総研、当財団事務局

議事：研究発表
ニュージーランド倒産法について（和歌山大学助教授 藤本 利一）

（2）マルチ研修参加国法制度調査

①ベトナム法制度調査

平成10年1月、国際協力事業団は、ベトナム法整備支援の平成10年度活動計画協議のため、森脇 昭夫 上智大学教授を団長とする調査団をハノイに派遣した。

当財団は、これに合わせ当財団関係者を派遣し、ベトナム司法省と、ハノイでの日越民商事法セミナーの開催について打ち合わせを行うとともに、これ迄来日したベトナム研修員との懇談会を設けた。

出張期間：平成10年1月5日～11日

出張者：当財団理事長 岡村 泰孝

同事務局長 金子 浩之

法務省法務総合研究所総務企画部企画課長 井光 昭夫

訪問先：〈ハノイ〉

日本大使館、JICA事務所、計画投資省、司法省司法大臣他
表敬訪問。ベトナム研修員との懇談会

〈ホーチミンシティ〉

司法省ホーチミン支所、日本総領事表敬訪問

日本総領事館公邸においてベトナム研修員との懇談会

〈バンコク〉

JICAバンコク所長他との懇談会

特別参加として、当財団学術評議員 志村 治美 立命館大学法学部教授が
ホーチミンシティまで同行した。

尚、当財団関係者のベトナム出張詳細は、平成10年2月発行のICCLC NEWS
第5号を参照。

②ミャンマー法制度調査

国際民商事法研修（マルチ研修）研修員として、ミャンマーから、平成8年度
3名、平成9年度1名が参加している。

これら研修員に面談し、合わせ同国の法整備状況を調査するため、法務総合
研究所及び当財団が協力し、現地出張調査を実施した。

出張期間：平成10年3月9日～14日

出張者：法務省法務総合研究所室長研究官 山野 幸成

同研修第一部教官 石田 一宏

当財団事務局次長 相沢 繁昌

訪問先：ヤンゴン大学、司法長官府、投資法人管理委員会

本出張調査内容は、次号ICCLC NEWSにて報告の予定。

③オーストラリア、シンガポール法制度調査

平成9年11月18日、当財団が開催した倒産法シンポジウムに、
オーストラリアからメルボルン大学エイシアンローセンターの副理事リンゼイ
博士が参加した。

当財団は、同センターとの交流が有益と考え、現地状況の調査及び、今後の取り組みについて打ち合わせるため、法務総合研究所担当者に同国への出張を依頼した。

また、シンガポールにも立ち寄り、上記シンポジウムにシンガポールから参加したエリック・ロウ弁護士の所属弁護士事務所と、法整備支援活動に関し情報を交換し、更に、同国の国際仲裁センター等を訪問し、関係法制度について調査することも依頼した。

本出張についても、次号 ICCLC NEWS に掲載の予定。

出張期間 : 平成10年3月11日～18日

出張者 : 法務省法務総合研究所総務企画部付検事 野口 元郎
同研修第三部教官 亀田 哲

訪問先 : <シンガポール>
同国際仲裁センター、同法律アカデミー、エリック・ロウ弁護士事務所
<メルボルン>
メルボルン大学エイシアンローセンター、比較憲法学センター

5 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」

第3号 平成9年6月20日発行

目次 第一部 理事会、評議員会

理事会、評議員会総括報告 事務局長 金子 浩之

ご挨拶 会長 伊藤 正

理事会議事録、平成8年度事業報告書及び収支決算書、平成9年度事業計画書及び収支予算書、寄附行為一部変更の件、理事、評議員、学術評議員推薦の件、監査報告書、評議員会議事録

第二部 第一回国際民商事研修

第一回国際民商事法研修を終了して、国際民商事法シンポジウム総括

講演録「国際取引における法整備の現状と課題」

大阪大学副学長 松岡 博

外国人研修員レポート紹介 モンゴル、ミャンマー、ベトナム

第三部 資料

寄附行為

第4号 平成9年12月26日発行

目次 巻頭挨拶 事務局長 金子 浩之

第一部 第二回日中民商事法セミナー報告

主催者挨拶 国家経済体制改革委員会 副主任 王 東進

当財団 会長 伊藤 正

講演録「明治（1868年）以後の日本近代法制度構築の歴史」

当財団 特別顧問 三ヶ月 章

「社会主義市場経済の法体系の整備に関する構想」

国家経済体制改革委員会政策法規司 司長 許 驊

第二部 ベトナム国法整備支援研修

平成9年度ベトナム国法整備支援研修（後期）を終了して

講演録「ベトナムの民事訴訟制度と民事判決執行」

ベトナム国司法省民事経済法局

局長 DINH TRUNG TUNG

第三部 倒産法制に関するシンポジウム（速報）

(2)「ICCLC NEWS」

第3号 平成9年4月30日発行

- HEAD LINE
1. ラオス、ベトナム訪問雑記
 2. ラオス、ベトナム法整備調査報告
 3. モンゴル法整備調査報告
 4. 理事会、評議員会開催のお知らせ

第4号 平成9年8月8日発行

- HEAD LINE
1. ベトナム研修（前期）報告
 2. 研修員発表会について

第5号 平成10年2月25日発行

- HEAD LINE
1. ベトナム国重要政策中枢支援調査団の派遣について
 2. 当財団関係者のベトナム国派遣に関する結果報告
 3. 当財団所有ベトナム関連書籍リスト

6 平成9年度会員の移動

	平成9年3月末	平成10年3月末	増減
理事会社	25	25	0
評議員会社	27	26	-1
一般会員会社／団体	96	116	+23
			-3
合計	148	167	+19

(新規入会会員)

一般会員会社／団体(23)

- ・荏原製作所
- ・オムロン
- ・オッジインターナショナル
- ・川鉄商事
- ・住金物産
- ・セイコー
- ・セイコーエプソン
- ・セイコーインスツルメンツ
- ・ダイハツ工業
- ・ダイヘン
- ・中部電力
- ・東京リコー
- ・戸田建設
- ・豊田通商
- ・ニチレイ
- ・農林中央金庫
- ・東日本旅客鉄道
- ・マイカル
- ・松尾綜合法律事務所
- ・明治生命保険
- ・明電エンジニアリング
- ・三菱自動車工業
- ・石川国際民商事法センター

(退会会員)

評議員会社(1)

- ・野村證券

一般会員会社／団体(3)

- ・津田駒工業
- ・住友建機
- ・山種総合研究所

収 支 計 算 書

平成9年4月1日から平成10年3月31日まで 財団法人 国際民商事法センター
(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	200,000	168,200	31,800	
2 会費収入	43,800,000	45,100,000	△ 1,300,000	
3 法整備支援研修受託事業収入	14,800,000	14,580,338	219,662	
4 雑収入	0	134,842	△ 134,842	
当期収入合計 (A)	58,800,000	59,983,380	△ 1,183,380	
前期繰越収支差額	6,200,000	6,205,169	△ 5,169	
収入合計 (B)	65,000,000	66,188,549	△ 1,188,549	
II 支出の部				
1 事業費				
法整備支援研修受託事業費	14,800,000	14,611,666	188,334	
法整備支援研修関連事業費	7,100,000	5,045,129	2,054,871	
シンポジウム等運営事業費	14,700,000	14,053,839	646,161	
調査研究事業費	6,000,000	4,837,257	1,162,743	
広報事業費	3,100,000	1,213,223	1,886,777	
事業費計	45,700,000	39,761,114	5,938,886	
2 管理費				
会議費	1,300,000	803,945	496,055	
事務管理費	4,800,000	2,947,621	1,852,379	
賃借料	5,200,000	5,446,224	△ 246,224	
人件費	3,200,000	3,224,583	△ 24,583	
管理費計	14,500,000	12,422,373	2,077,627	
4 固定資産関係費	1,500,000	883,890	616,110	
5 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
当期支出合計 (C)	62,700,000	53,067,377	9,632,623	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 3,900,000	6,916,003	△ 10,816,003	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	2,300,000	13,121,172	△ 10,821,172	

平成9年度収支予算書の項目を、一部次の通り読み替え整理し、平成9年度計算書類及び平成10年度収支予算書の科目名を統一しました。

収入の部：法整備支援研修受託収入 → 法整備支援研修受託事業収入

支出の部：調査・研究費、資料収集費 → 調査研究事業費

広報費、情報提供費 → 広報事業費

正味財産増減計算書

平成9年4月1日から平成10年3月31日まで 財団法人 国際民商事法センター

(単位：円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1 基本財産運用収入		168,200	
2 会費収入		45,100,000	
3 法整備支援研修受託事業収入		14,580,338	
4 雑収入			
受取利息	67,682		
雑収入	67,160		
		134,842	
合 計			59,983,380
II 減少原因の部			
1 事業費			
法整備支援研修受託事業費	14,611,666		
法整備支援研修関連事業費	5,045,129		
シンポジウム等運営事業費	14,053,839		
調査研究事業費	4,837,257		
広報事業費	1,213,223		
		39,761,114	
2 管理費			
会議費	803,945		
事務管理費	2,947,621		
賃借料	5,446,224		
人件費	3,224,583		
		12,422,373	
合 計			52,183,487
当期正味財産増加額			7,799,893
前期繰越正味財産額			61,591,281
期末正味財産合計額			69,391,174

貸 借 対 照 表

平成10年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金	158,792		
(2) 銀行預金	13,408,814		
流動資産合計		13,567,606	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1) 建物付属設備	652,945		
(2) 器具備品	2,262,105		
(3) 電話加入権	224,952		
(4) 差入保証金	3,130,000		
その他の固定資産合計	6,270,002		
固定資産合計		56,270,002	
資産合計			69,837,608
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	446,434		
流動負債合計		446,434	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			446,434
III 正味財産の部			
正味財産			69,391,174
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(7,799,893)
負債及び正味財産合計			69,837,608

財 産 目 録

平成10年3月31日現在 財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	158,792		
普通預金 東京三菱銀行 新赤坂支店	3,186,965		
日本興業銀行 預金融資事務部	64,046		
住友銀行 虎ノ門支店	39,348		
富士銀行 虎ノ門支店	39,533		
さくら銀行 本店公務部	39,533		
三和銀行 東京営業部	39,389		
定期預金 東京三菱銀行 新赤坂支店	10,000,000		
流動資産合計		13,567,606	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 東京三菱銀行 新赤坂支店	10,000,000		
日本興業銀行 預金融資事務部	10,000,000		
住友銀行 虎ノ門支店	7,500,000		
富士銀行 虎ノ門支店	7,500,000		
さくら銀行 本店公務部	7,500,000		
三和銀行 東京営業部	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2) その他固定資産			
建物付属設備	652,945		
器具備品	2,262,105		
電話加入権	224,952		
差入保証金	3,130,000		
その他固定資産合計	6,270,002		
固定資産合計		56,270,002	
資産合計			69,837,608
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・旅費交通費等	446,434		
流動負債合計		446,434	

科 目	金 額		
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			446,434
正味財産			69,391,174

収支計算書内訳(参考)

予算：平成9年度予算 決算：平成9年度決算 (単位：千円)

I 収入の部			
1 基本財産運用収入	(予算) $50,000 \times 0.4\%$ (定期預金)	= 200	
	(決算) $50,000 \times (0.3 \sim 0.4\%)$ (定期預金)	= 168	
2 会費収入 (年会費 1口200千円)	予算 理事・評議員会社 21,400(52社、107口) 一般会社 22,400(106社、112口) 計43,800(158社、219口)	決算 21,000(51社、105口) 24,100(116社、120.5口) 45,100(167社、225.5口)	
3 法整備支援研修受託 事業収入	予算 ベトナム研修 9,000 ベトナム長期研修 0 マルチ研修 5,800 計14,800	決算 8,899 394 5,287 14,580	
4 雑収入	0	135	普通財産定期預金利息等
II 支出の部			
1 事業費	予算	決算	
法整備支援研修受託 事業費	ベトナム研修 9,000 ベトナム長期研修 0 マルチ研修 5,800 計14,800	8,919 397 5,296 14,612	
法整備支援研修関連 事業費	ベトナム研修 1,800 マルチ研修 4,500 カンボジア研修 800 計7,100	1,582 3,463 0 5,045	
シンポジウム等運営 事業費	日中民商事法セミナー 8,000 倒産法シンポジウム 6,700 計14,700	8,013 6,041 14,054	
調査研究事業費	倒産法研究 1,500 海外現地調査 3,500 資料収集等 1,000 計6,000	1,395 ベトナム1,893 シンマー 774 オーストラリア 520 3,187 255 4,837	

広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,800	923
	パンフレット作成	800	0
	郵送費	500	290
	計	3,100	1,213
2 管理費 会議費		予算	決算
	理事会、評議員会他役員会	800	587
	その他会議、会合費	500	217
	計	1,300	804
事務管理費	旅費交通費	1,400	871
	通信費	600	456
	備品消耗品費	800	244
	水道光熱費	200	229
	OA機器リース料	700	264
	その他諸経費	1,100	884
	計	4,800	2,948
事務所賃借料	家賃315/月×12ヶ月	3,800	3,944
	共益費120/月×12ヶ月	1,400	1,502
	計	5,200	5,446
人件費（人材派遣会社業務委託料）	事務職員1名260/月×12ヶ月	3,200	3,225
3 固定資産関係費	書架、キャビネット、パソコン等	1,500	884

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝 殿

平成10年4月15日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 中川 英彦



私たちは、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの第2期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以上

平成 10 年度 事業 計画 書

(平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日)

法整備支援研修受託事業 (国際協力事業団主催研修事業の受託)

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の研修事業を受託し、実施している。

1 ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

平成 9 年度と同様、ベトナムからの研修員総勢 20 人を受け入れる予定となっており、研修は 20 人を 2 回にわけて各 4 週間にわたり実施する。

(当財団は平成 8 年度第 3 回ベトナム研修から受託している。また、前回研修迄は、研修期間 3 週間であったが、第 6 回からは 4 週間となる予定。)

第 6 回ベトナム研修 6 月～7 月 4 週間

研修場所：法務総合研究所

メインテーマ：商法、担保関係法 他

第 7 回ベトナム研修 9 月～10 月 4 週間

研修場所：法務総合研究所

メインテーマ：知的財産権 他

上記研修と平行し、長期研修員 (1 年間) 1 人を受け入れ、法務総合研究所他関係機関にて研修を行う。

2 国際民商事法研修 (マルチ研修)

平成 8 年度第 1 回マルチ研修には、モンゴル、ミャンマー、ベトナムから各 3 人、合計 9 名の研修員が来日、平成 9 年度第 2 回マルチ研修には、第 1 回の 3 ヶ国に加え、中国、ラオス、カンボジアが加わり 6 ヶ国より 9 人の研修員が来日した。

この国際研修には、日本人研修員 (法務省、裁判所、企業法務) 6 人も加わり、5 週間にわたり合宿による共同研修を行い、研修員相互の理解も深め、国際研修としての成果を上げている。下記第 3 回マルチ研修には上記海外 6 ヶ国より 12 人の研修員が来日する予定であり、海外研修員が増加する。

第 3 回マルチ研修 1 月～2 月 約 5 週間

研修場所：国際協力事業団 大阪国際センター

法整備支援研修関連事業

上記国際協力事業団からの受託事業に関連し、当財団としても諸プロジェクトを立案し、情報交換の場を設けると共に、滞日中の研修員の方々に日本への理解を深めていただく機会を設ける。

1 ベトナム研修

ベトナム研修員代表によるベトナム法整備状況に関する講演会や、来日研修員と企業法務関係者との座談会などを企画し、up to date なベトナム法制事情について情報交換の場を設ける。

また、研修期間中に、見学旅行や企業訪問等を実施し、日本側関係者との懇親会も開催する。

2 マルチ研修

上記ベトナム研修と同様、来日研修員と日本側関係者との情報交換の場や、懇親の機会を設けると共に、見学旅行、企業訪問を実施する。

また、平成10年度は、このマルチ研修の期間内に倒産法国際シンポジウム（後述）を開催し、マルチ研修の研修員もこれに参加する予定。

尚、マルチ研修に参加する日本人研修員の費用については、原則として当財団が負担することとしている。

3 カンボジア研修

カンボジアの法整備支援研修は過去3年間、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会3者共同により研修が行われている。

当財団としても、これに協力して来たが、平成10年度からはこの研修に更に積極的に取組むこととする。

シンポジウム等運営事業

1 日中民商事法セミナー

市場経済化を推進している中国の法制度の動向は、我が国にとっても極めて関心の強いところであり、当財団として、日中両国間の民商事法分野での一層の理解を深めるためのセミナーを継続的に実施している。

第1回（平成8年11月）は中国より講師3人を招き東京において、第2回（平成9年10月）は日本より講師3人が北京に出向き、中国の政府、法曹、学術、企業関係等各分野からの参加者を得て有意義なセミナーを開催することが出来た。

第3回日中民商事法セミナー 11月 於：東京

中国より講師3人を招聘、日本人専門家パネリストが参加する。

今回のテーマは、中国の統一契約法の採択、物権法の制定等、市場経済法整備の最近の動向をメインとする予定。

2 アジア・太平洋諸国における倒産法制シンポジウム

アジア・太平洋諸国の中で、経済発展が相当程度進み、且つ法制度もほぼ整備された国々を対象として、平成9年度より倒産法の研究会（後記参照）を開始し、これに関連して対象国7ヶ国から学者、実務家を招き、平成9年11月に第1回倒産法制シンポジウムを開催した。

第1回は、破産法を主体として各国の法制度の比較や実務上の問題点をテーマとしたので、この範囲を拡大し第2回シンポジウムを次の通り開催する。

第2回アジア・太平洋諸国倒産法制シンポジウム

時 期：2月

場 所：大阪

対 象 国：オーストラリア、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、中国、韓国

メインテーマ：第1回のシンポジウムをベースとし、再建型（会社更生等）関係法、担保関係法についての各国法制の実状及び比較。

パネリスト：上記各国より、専門の学者又は実務家を招聘。日本側も学者、弁護士、法務省関係者が参加。

また、このシンポジウムには、第3回マルチ研修の研修員も、研修の一環として参加いただくこととしている。

3 ベトナム法講演会

法整備支援研修関連事業の「ベトナム研修」にて触れた通り、来日するベトナム研修員の代表者を講師として、ベトナム法制度整備の最新の動向や、政府の方針等について講演会を開催する。

従来ベトナム研修のカリキュラムの一部に組み込まれ、極く限られた関係者が聴講していたが、今年度より参加者を広げることとしたい。

4 日越民商事法セミナー開催準備

今年1月、岡村理事長がベトナムを訪問した際、ベトナム司法大臣との間で、1999年6月～7月頃を目途として、ハノイにおいて、ベトナム司法省の協力も得て、両国の法曹関係者、学者、実務家をパネリストとして日越民商事法セミナーを開催し、将来に向けてのベトナムとの法整備支援協力関係を一層発展させることについて、基本的に合意を得た。

当財団としては、このセミナーを実現するための準備費用を、平成10年度予算に組み込み、ベトナム司法関係者との打合せの他、セミナー開催の具体的準備を進める。

5 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することを検討したい。

また、今年は民法施行100周年ということもあり、当財団の目的趣旨に沿う分野での記念事業にも参加協力することとしたい。

調査研究事業

1 アジア・太平洋諸国倒産法研究

平成9年度は関西の学者、弁護士、5人の方に研究会を構成いただき、法務省民事局及び法務総合研究所からの参加も得て、破産法（対象国：オーストラリア、シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国）の研究を委託した。

各メンバーに国別に研究を分担していただくと共に、1～2ヶ月に1回検討会を開催し、第1年度の研究成果を平成10年7月迄にまとめる（商事法務研究会より出版予定）。

更にこの研究会を平成10年度も継続し、破産法の他、再建型関係法や担保関連分野についても研究を拡大していただく。

この研究成果を、平成11年2月の前述シンポジウムに繋げると共に、研究結果のまとめを出版物とする予定。

研究会の構成は、平成9年度のメンバーをベースとし、補助研究員として大学院生など1～2名を追加する見込。

2 カンボジア法整備支援研究

前述どおり、カンボジアの法整備支援研修は第4回を迎え、当財団としても積極的に協力する予定であるが、この研修に加えて、カンボジア政府は民法及び民事訴訟法の起草について、日本からの専門家の長期的派遣を含め全面的に協力を求めて来ており、国際協力事業団及び法務省はこれに応ずる意向である。

この民法及び民事訴訟法の起草のために、カンボジア国内で起草チームを作ることが計画されているが、日本国内でも、民法及び民事訴訟法それぞれ数名の学者を中心とするバックアップチームを構成し、支援体制を整えることが予定されており、当財団としてこのバックアップチームの運営を支援する。

具体的には、民法及び民事訴訟法とも、学者を主体として、法務省民事局他関係者も参加し、それぞれ6～7人の研究チームを東京に設け、研究を委託し、年間8～10回の研究検討会を実施する。

3 マルチ研修参加国法制度調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を直接聴取し、意見交換を行う。

また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

平成10年度は、カンボジア、中国等2～3ヶ国を対象とする予定。

4 図書、資料の収集

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に、当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。

広報事業

1 機関誌“ICCLC”発行

98/5月～6月

平成9年度事業報告、平成10年度事業計画

マルチ研修特集

98/11月～12月

第3回日中民商事法セミナー特集

99/3月

第2回アジア・太平洋諸国倒産法シンポジウム特集

2 ICCLC NEWS LETTER 発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

収 支 予 算 書

平成10年4月1日から平成11年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	180	200	△20
2 会費収入	46,400	43,800	2,600
3 法整備支援研修受託事業収入	15,200	14,800	400
当期収入合計 (A)	61,780	58,800	2,980
前期繰越収支差額	13,120	6,200	6,920
収入合計 (B)	74,900	65,000	9,900
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援研修受託事業費	15,200	14,800	400
法整備支援研修関連事業費	6,600	7,100	△500
シンポジウム等運営事業費	16,500	14,700	1,800
調査研究事業費	9,500	6,000	3,500
広報事業費	3,240	3,100	140
事業費計	51,040	45,700	5,340
2 管理費			
会議費	1,300	1,300	0
事務管理費	4,200	4,800	△600
賃借料	5,670	5,200	470
人件費	3,500	3,200	300
管理費計	14,670	14,500	170
3 固定資産関係費	1,010	1,500	△490
4 予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計 (C)	67,720	62,700	5,020
当期収支差額 (A) - (C)	△5,940	△3,900	△2,040
次期繰越収支差額 (B) - (C)	7,180	2,300	4,880

平成10年3月17日の理事会で承認可決された、平成10年度収支予算書の前期繰越収支差額は、平成9年度収支決算見込の金額を使用し、12,270千円となっておりますが、平成9年度収支決算による次期繰越収支差額の確定金額にもとづき、13,120千円に修正（併せこれに伴う収支予算書該当項目を修正）しております。

収支予算書内訳(参考)

H10:平成10年度予算 H9:平成9年度予算

(単位:千円)

I 収入の部																
1 基本財産運用収入	(H 9) 50,000×0.40% (定期預金) = 200 (H10) 50,000×0.36% (同 上) = 180															
2 会費収入 (年会費 1 口200千円)	<table><tr><td></td><td>H10</td><td>H9</td></tr><tr><td>理事・評議員会社</td><td>21,000 (51社、105口)</td><td>21,400 (52社、107口)</td></tr><tr><td>一般会社</td><td>25,400 (121社、127口)</td><td>22,400(106社、112口)</td></tr><tr><td></td><td>計46,400 (172社、232口)</td><td>43,800(158社、219口)</td></tr></table>		H10	H9	理事・評議員会社	21,000 (51社、105口)	21,400 (52社、107口)	一般会社	25,400 (121社、127口)	22,400(106社、112口)		計46,400 (172社、232口)	43,800(158社、219口)			
	H10	H9														
理事・評議員会社	21,000 (51社、105口)	21,400 (52社、107口)														
一般会社	25,400 (121社、127口)	22,400(106社、112口)														
	計46,400 (172社、232口)	43,800(158社、219口)														
3 法整備支援研修受託 事業収入	<table><tr><td></td><td>H10</td><td>H9</td></tr><tr><td>ベトナム研修</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>ベトナム長期研修</td><td>700</td><td>0</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>5,500</td><td>5,800</td></tr><tr><td></td><td>計15,200</td><td>14,800</td></tr></table>		H10	H9	ベトナム研修	9,000	9,000	ベトナム長期研修	700	0	マルチ研修	5,500	5,800		計15,200	14,800
	H10	H9														
ベトナム研修	9,000	9,000														
ベトナム長期研修	700	0														
マルチ研修	5,500	5,800														
	計15,200	14,800														

II 支出の部																																																																																								
1 事業費	<table><tr><td></td><td>H10</td><td>H9</td></tr><tr><td>法整備支援研修受託 事業費</td><td><table><tr><td>ベトナム研修</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>ベトナム長期研修</td><td>700</td><td>0</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>5,500</td><td>5,800</td></tr><tr><td></td><td>計15,200</td><td>14,800</td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>法整備支援研修関連 事業費</td><td><table><tr><td>ベトナム研修</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>4,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td></td><td>計 6,600</td><td>7,100</td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>シンポジウム等運営 事業費</td><td><table><tr><td>日中民商事法セミナー</td><td>7,000</td><td>8,000</td></tr><tr><td>倒産法シンポジウム</td><td>6,700</td><td>6,700</td></tr><tr><td>ベトナム法講演会</td><td>300</td><td>0</td></tr><tr><td>日越民商事法セミナー準備費</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>他団体との共催事業</td><td>1,500</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>計16,500</td><td>14,700</td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>調査研究事業費</td><td><table><tr><td>倒産法研究</td><td>2,500</td><td>1,500</td></tr><tr><td>カンボジア法整備支援研究</td><td>2,500</td><td>0</td></tr><tr><td>海外現地調査</td><td>3,500</td><td>3,500</td></tr><tr><td>資料収集等</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr><tr><td></td><td>計 9,500</td><td>6,000</td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>広報事業費</td><td><table><tr><td>機関誌 NEWS LATTER 発行</td><td>1,840</td><td>1,800</td></tr><tr><td>パンフレット作成</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td>郵送費</td><td>600</td><td>500</td></tr><tr><td></td><td>計 3,240</td><td>3,100</td></tr></table></td><td></td></tr></table>		H10	H9	法整備支援研修受託 事業費	<table><tr><td>ベトナム研修</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>ベトナム長期研修</td><td>700</td><td>0</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>5,500</td><td>5,800</td></tr><tr><td></td><td>計15,200</td><td>14,800</td></tr></table>	ベトナム研修	9,000	9,000	ベトナム長期研修	700	0	マルチ研修	5,500	5,800		計15,200	14,800		法整備支援研修関連 事業費	<table><tr><td>ベトナム研修</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>4,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td></td><td>計 6,600</td><td>7,100</td></tr></table>	ベトナム研修	1,800	1,800	マルチ研修	4,000	4,500	カンボジア研修	800	800		計 6,600	7,100		シンポジウム等運営 事業費	<table><tr><td>日中民商事法セミナー</td><td>7,000</td><td>8,000</td></tr><tr><td>倒産法シンポジウム</td><td>6,700</td><td>6,700</td></tr><tr><td>ベトナム法講演会</td><td>300</td><td>0</td></tr><tr><td>日越民商事法セミナー準備費</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>他団体との共催事業</td><td>1,500</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>計16,500</td><td>14,700</td></tr></table>	日中民商事法セミナー	7,000	8,000	倒産法シンポジウム	6,700	6,700	ベトナム法講演会	300	0	日越民商事法セミナー準備費	1,000	0	他団体との共催事業	1,500	0		計16,500	14,700		調査研究事業費	<table><tr><td>倒産法研究</td><td>2,500</td><td>1,500</td></tr><tr><td>カンボジア法整備支援研究</td><td>2,500</td><td>0</td></tr><tr><td>海外現地調査</td><td>3,500</td><td>3,500</td></tr><tr><td>資料収集等</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr><tr><td></td><td>計 9,500</td><td>6,000</td></tr></table>	倒産法研究	2,500	1,500	カンボジア法整備支援研究	2,500	0	海外現地調査	3,500	3,500	資料収集等	1,000	1,000		計 9,500	6,000		広報事業費	<table><tr><td>機関誌 NEWS LATTER 発行</td><td>1,840</td><td>1,800</td></tr><tr><td>パンフレット作成</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td>郵送費</td><td>600</td><td>500</td></tr><tr><td></td><td>計 3,240</td><td>3,100</td></tr></table>	機関誌 NEWS LATTER 発行	1,840	1,800	パンフレット作成	800	800	郵送費	600	500		計 3,240	3,100	
	H10	H9																																																																																						
法整備支援研修受託 事業費	<table><tr><td>ベトナム研修</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>ベトナム長期研修</td><td>700</td><td>0</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>5,500</td><td>5,800</td></tr><tr><td></td><td>計15,200</td><td>14,800</td></tr></table>	ベトナム研修	9,000	9,000	ベトナム長期研修	700	0	マルチ研修	5,500	5,800		計15,200	14,800																																																																											
ベトナム研修	9,000	9,000																																																																																						
ベトナム長期研修	700	0																																																																																						
マルチ研修	5,500	5,800																																																																																						
	計15,200	14,800																																																																																						
法整備支援研修関連 事業費	<table><tr><td>ベトナム研修</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td>マルチ研修</td><td>4,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>カンボジア研修</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td></td><td>計 6,600</td><td>7,100</td></tr></table>	ベトナム研修	1,800	1,800	マルチ研修	4,000	4,500	カンボジア研修	800	800		計 6,600	7,100																																																																											
ベトナム研修	1,800	1,800																																																																																						
マルチ研修	4,000	4,500																																																																																						
カンボジア研修	800	800																																																																																						
	計 6,600	7,100																																																																																						
シンポジウム等運営 事業費	<table><tr><td>日中民商事法セミナー</td><td>7,000</td><td>8,000</td></tr><tr><td>倒産法シンポジウム</td><td>6,700</td><td>6,700</td></tr><tr><td>ベトナム法講演会</td><td>300</td><td>0</td></tr><tr><td>日越民商事法セミナー準備費</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>他団体との共催事業</td><td>1,500</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>計16,500</td><td>14,700</td></tr></table>	日中民商事法セミナー	7,000	8,000	倒産法シンポジウム	6,700	6,700	ベトナム法講演会	300	0	日越民商事法セミナー準備費	1,000	0	他団体との共催事業	1,500	0		計16,500	14,700																																																																					
日中民商事法セミナー	7,000	8,000																																																																																						
倒産法シンポジウム	6,700	6,700																																																																																						
ベトナム法講演会	300	0																																																																																						
日越民商事法セミナー準備費	1,000	0																																																																																						
他団体との共催事業	1,500	0																																																																																						
	計16,500	14,700																																																																																						
調査研究事業費	<table><tr><td>倒産法研究</td><td>2,500</td><td>1,500</td></tr><tr><td>カンボジア法整備支援研究</td><td>2,500</td><td>0</td></tr><tr><td>海外現地調査</td><td>3,500</td><td>3,500</td></tr><tr><td>資料収集等</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr><tr><td></td><td>計 9,500</td><td>6,000</td></tr></table>	倒産法研究	2,500	1,500	カンボジア法整備支援研究	2,500	0	海外現地調査	3,500	3,500	資料収集等	1,000	1,000		計 9,500	6,000																																																																								
倒産法研究	2,500	1,500																																																																																						
カンボジア法整備支援研究	2,500	0																																																																																						
海外現地調査	3,500	3,500																																																																																						
資料収集等	1,000	1,000																																																																																						
	計 9,500	6,000																																																																																						
広報事業費	<table><tr><td>機関誌 NEWS LATTER 発行</td><td>1,840</td><td>1,800</td></tr><tr><td>パンフレット作成</td><td>800</td><td>800</td></tr><tr><td>郵送費</td><td>600</td><td>500</td></tr><tr><td></td><td>計 3,240</td><td>3,100</td></tr></table>	機関誌 NEWS LATTER 発行	1,840	1,800	パンフレット作成	800	800	郵送費	600	500		計 3,240	3,100																																																																											
機関誌 NEWS LATTER 発行	1,840	1,800																																																																																						
パンフレット作成	800	800																																																																																						
郵送費	600	500																																																																																						
	計 3,240	3,100																																																																																						

2 管理費	H10	H9
会議費	理事会、評議員会他役員会 800	800
	その他会議、会合費 500	500
	計 1,300	1,300
事務管理費	旅費交通費 1,400	1,400
	通信費 600	600
	備品消耗品費 550	800
	水道光熱費 250	200
	OA機器リース料 300	700
	その他諸経費 1,100	1,100
	計 4,200	4,800
事務所賃借料	家賃 4,070	3,800
	共益費 1,600	1,400
	計 5,670	5,200
人件費（人材派遣 会社業務委託料）	事務職一人 3,500	3,200
3 固定資産関係費	敷金(家賃値上げに伴う積増し) 210	0
事務所開設費	間仕切、内装、パソコン等 800	1,500
什器備品等購入	計 1,010	1,500

第二回国際民商事法研修を終了して

当財団は、平成10年2月2日（月）から3月6日（金）までの約5週間にわたり、開発途上国に対する技術協力の一環として、国際協力事業団（JICA）の委託を受け、昨年度に引き続き、第二回国際民商事法研修を法務省法務総合研究所と協力して実施しました。

1 本研修の目的

近年、わが国とアジア太平洋諸国との間では、国際的な経済取引が増加し、契約書の平準化、信用取引の担保の確保などの国際経済取引に関する新たな問題や、民商事に関する涉外事件及び法的紛争等が増加しています。ところが、これらの国の民商事関係の基本法や紛争解決システムは、わが国で十分把握されていないため、具体的な事案の解決に支障をきたしています。そのため、我が国の司法及び法務行政担当者等が、各国の民商事関係の基本法及び紛争解決システム等について理解を深め、具体的な事案を迅速かつ正確に解決していくことが緊急の課題となっています。

本研修は、国際協力事業団の海外技術協力計画対象国からの研修員と日本国内からの研修員が協力して、わが国を含むアジア太平洋各国の民商事法の整備の実状と問題点を把握し、円滑な民商事取引のための法制度を検討・探求することによって、国際経済取引の発展と安定した経済交流の樹立に寄与し、併せて相互の理解と親善を図ることを目的としています。

2 研修員

第一回研修では、モンゴル、ミャンマー及びヴィエトナムの3国から法律実務担当者を招きましたが、今回はこれら3国の他に、カンボディア、中国、ラオスを加え、計9名の外国人研修員が参加しました。また、昨年度同様に、日本からは企業法務、裁判所、検察庁、法務総合研究所及び法務局から実務担当者が参加しました。（別紙1参照）。

3 主な研修実施場所

(1) 国際協力事業団大阪国際センター

平成10年2月2日～2月20日及び3月2日～3月6日

〒567-0058 大阪府茨木市西豊川町25番1号

TEL 0726-41-6900 FAX 0726-41-6910

*日本人研修員は、1月31日から

(2) 法務省法務総合研究所

平成10年2月24日～2月27日

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

TEL 03-3580-4111 FAX 03-3592-7753

4 本研修の主要テーマ

第一回研修に引き続き、「円滑な民商事取引のための法制度の研究」を主要テーマとしました。

アジア太平洋諸国においては、民商事法の整備と相互理解が必ずしも十分でないため、法制の不備、不知、不整合などに由来する法的不安定が、これらの国々の安定した経済交流の発展を阻害しており、経済取引を円滑に行うための民商事基本法の制定とその運用システムの整備が緊急の課題となっています。

そのため、我が国とアジア太平洋諸国の法体系の概要、法律家の養成制度、裁判制度及び判決の執行手続等、民商事基本法とその運用システムの整備状況に関する問題点を比較分析して、国際的な民商事取引を円滑に行うためのよりよい法制度を探究するとともに、各国の相互理解を深め、これら諸国の人材育成と安定した経済交流の進展に寄与することは、わが国が国際貢献を果たしていく上で必要不可欠なものです。

そこで、本研修では、研修員に各国における民商事関係の法整備に関する現状と課題を比較法的に考察する機会を提供するとともに、円滑な民商事取引を実現するための法制度はいかにあるべきかを探求するために、標記のテーマを定め、研修員の皆さんに以下の事項について討議していただきました。

(1) 円滑な民商事取引のための担保制度は、どのように構築すべきか

① 取引における担保には、どのようなものがあるか

- ② 担保制度の現状は、どうなっているか
 - ③ 担保制度で生じている問題点は、どういったものか
 - ④ 担保制度において改革すべき点は、どのようなものか
- (2) 裁判外の紛争処理システムは、どのように構築すべきか
- ① 裁判外の紛争処理システムには、どのようなものがあるか
 - ② 民商事取引をめぐる紛争は、民事裁判ではどのように解決されているか
 - ③ 裁判外の紛争処理システムで生じている問題は、どういったものか
 - ④ 裁判外の紛争処理システムにおいて改革すべき点は、どのようなものか

5 研修カリキュラム

本研修では、主要テーマに関する講義のほかに、研修員による発表、討議、グループディスカッションなどを行いました。その概要は以下の通りです（別紙2参照）。

(1) 研修員による発表、討議

研修員が各国における「担保制度の現状と問題点」及び「裁判外の紛争処理システムの現状と問題点」についての英文レポートを事前に提出し、それに基づいて発表を行ったほか、それを踏まえて各国の実情に応じた法整備の対応策等について討議しました。

(2) 研修員によるグループディスカッション

研修員を「担保制度の現状と問題点」又は「裁判外の紛争処理システムの現状と問題点」のテーマごとに二つのグループに分けて意見交換と討議を行い、その中で提示された問題点と解決策について研修員全体によるディスカッションを行いました。

(3) 講義

主要テーマに関して、わが国の法体系の概要、民法及び商法等の概要、担保制度、国際取引法、裁判制度及び法律家の養成制度等についての講義を行いました。

講師には三ヶ月章特別顧問、原田直郎理事、河本一郎評議員、石川正学術

評議員、曾野和明学術評議員、関西電力㈱、住友商事㈱、伊藤忠商事㈱、㈱小松製作所をはじめとする当財団関係者のほかに、池田辰夫大阪大学教授ほか10名の大学教授、大阪市国際担当部長、国際商事仲裁協会大阪事務所長、大阪法務局訟務部付、法務省民事局局付等を迎え、専門的な見地から講義を賜りました。

(4) 施設見学

大阪においては、大阪地裁の法廷、大江橋法律事務所、関西電力㈱南港発電所等を、名古屋ではトヨタ自動車の工場を、東京では最高裁判所、司法研修所を見学して、日本の司法制度についての理解を深めるとともに、日本の最先端技術にも触れるなど有意義なものとなりました。

(5) 見学旅行

金沢市へ1泊2日の見学旅行を行い、石川国際民商事法センターと北國新聞社の御協力を得て、北國新聞会館において森嶋昭夫学術評議員の講演会と研修員の意見発表を行い、石川県の企業法務担当者との交流を深めました。

また、兼六園と加賀友禅の工房を訪れ、日本の伝統文化を堪能しました。

6 研修を終了して

外国人研修員は、5週間という長期間に亘って、食文化や気候の違う地で生活し、心身とも疲れ気味でしたが、共に研修に参加した日本人研修員や講師の先生方など研修に関与した多くの人々の暖かい心に触れ、大変満足して帰国しました。本研修が研修員にとって充実したものであったことを願ってやみません。

本研修は、規模を拡大して今後も引き続き行われますが、本研修の卒業生が今後のアジア太平洋地域の民商事法の発展に貢献できることを願ってやみません。

第2回国際民商事法研修

研 修 員 名 簿

No.	氏 名	【国名】	年齢	職 業
【カンボディア】（1名）				
1	Mr. You <u>Ottara</u>	ユウ オタラ	27	司法省ASEAN担当課長
【中国】（2名）				
2	Ms. <u>Dong</u> Chaojie	ドン チャオジュ	32	国務院司法局上席職員
3	Mr. <u>Li</u> Mingzheng	リー ミンチュン	28	国務院司法局上席職員
【ラオス】（2名）				
4	Mr. <u>Khene</u> Lovanxay	ケーン ロワンサイ	34	司法省経済仲裁機構ADR担当官
5	Mr. <u>Sourivanh</u> Xaymonkhol	スリワン サイモンコル	38	通商省企画・協力部部长
【モンゴル】（2名）				
6	Mr. <u>Dorj</u> Odbayar	ドルジ オドバヤー	30	司法省国際法・司法協力局司法協力担当課長
7	Mr. Jugnee <u>Shishmishig</u>	ジュグネ シシミシグ	45	対外関係省貿易・経済協力部政策・貿易問題担当官
【ミャンマー】（1名）				
8	Ms. Khin Htwe <u>Myint</u>	キン トウィー ミン	40	司法長官官房法務官
【ヴェトナム】（1名）				
9	Mr. Le Minh <u>Tien</u>	レ ミン ティエン	45	商務省法務部外国貿易担当専門官
【日本】（6名）				
10	福 島 紀 彦	フク シマ トシ ヒコ	30	関西電力㈱総務室法務グループ
11	亀 山 升 典	カメヤマ マス ノリ	30	丸紅㈱法務部国際法務第2課
12	阿 多 麻 子	ア タ アサ コ	34	山口家庭裁判所判事補
13	中 村 誠	ナカ ムラ マコト	31	法務省民事局第3課係長
14	水 野 美 鈴	ミズ ノ ミ スズ	46	法務総合研究所教官
15	永 幡 無二雄	ナガ ハタ ムニオウ	34	大阪地方検察庁検事

第二回国際民商事法研修日程表

主要なカリキュラムを掲載させていただきました。

- 2/1 「アジア法制度・法体系について」 安田信之名古屋大学大学院教授
- 2/2 「法務省の機構と役割」 鶴田政純法務総合研究所総務企画部長
大阪法務局長，大阪高等検察庁検事長，大阪地方検察庁検事正表敬
- 2/3 「国際取引と法インフラ」 松岡博大阪大学副学長
「大阪を中心とする関西圏とアジア諸国との交流の発展と今後の展望について」 中橋大阪市国際担当部長
- 2/4 「民法の概要（物権・債権）」 山田誠一神戸大学教授
- 2/5 「日本の裁判所について」 原田直郎弁護士
「裁判官の職務について」 村上正敏大阪地方裁判所判事
大阪高等裁判所長官，大阪地方裁判所所長表敬，法廷見学
- 2/6 「民法の概要（担保物権）」 安永正昭神戸大学教授
- 2/9 「企業における担保実務」 三浦悠助住友商事㈱大阪チーム長
「裁判外の紛争解決における弁護士の役割」 石川正弁護士
- 2/10 研修員発表会
- 2/12 金沢市見学旅行（～13）
講演「アジアの時代 法整備支援を考える」 森嶋昭夫上智大学教授
- 2/16 「裁判外の紛争処理システム①」 檜村志郎神戸大学教授
「裁判外の紛争処理システム②」 大貫雅晴国際商事仲裁協会大阪事務所長
- 2/17, 19 グループディスカッション
「担保制度の現状と問題点」

「裁判外の紛争処理システムの現状と問題点」

池田辰夫大阪大学教授，松本恒雄一橋大学教授

2/18 「国際取引法」 櫻田嘉章京都大学教授

「企業における紛争解決」 有賀熙雄関西電力㈱総務室長

2/20 「国際取引に伴う紛争の解決」 中野俊一郎神戸大学教授

2/23 名古屋見学旅行 トヨタ自動車工場見学

2/24 東京へ移動

法務大臣，法務総合研究所長，総務審議官，民事局長表敬

2/25 講 話 三ヶ月章東京大学名誉教授

最高裁判所，司法研修所見学

2/26 「不動産登記法の概要」 始関正光法務省民事局付

2/27 企業法務関係者との座談会 河村寛治伊藤忠商事㈱法務部次長，

真壁宏㈱小松製作所リーガルマネージャー，黒見敬三住友商事㈱法務部長付

大阪へ移動

3/2 「会社法の概要」 龍田節神戸学院大学教授

3/3 「商行為法の概要」 曾野和明帝塚山大学教授

「手形小切手法の概要」 河本一郎神戸大学名誉教授

3/4 「民事訴訟法の概要」 草野功一大阪法務局訟務部付

「経済規制に関する法律の概要」 泉水文雄大阪市立大学教授

3/5 「日本の倒産処理法の概要」 池田辰夫大阪大学教授

3/6 グループディスカッション発表会，評価会，修了証書授与式

国際民商事法研修 in 金沢

講演 「アジアの時代 法整備支援を考える」

講師 森島昭夫氏（上智大学 法学部教授）

日時 2月12日（木）午後3時

場所 北國新聞会館20階ホール

本講演は、国際民商事法研修で来日された研修員が金沢市を訪問した際、石川国際民商事法センター主催、当財団後援により行われたものです。

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました森島です。

今日は、「アジアの時代 法整備支援を考える」という
題でお話をさせていただきます。



森島昭夫 上智大学教授
(写真提供：北國新聞社)

大変ごていねいな紹介をいただきましたが、私は国際協力事業団「ICA」のプロジェクトとして、ベトナムの法整備支援を1997年度から始めています。また、1998年度からはカンボジアに対する法整備支援を行うことになっていて、これら2つのプロジェクトの責任者になっています。今日のお話ではここでの経験を通じて得た知識というよりは、むしろ印象を中心にお話をさせていただきたいと思います。

北國新聞でこの講演「アジアの時代 法整備支援を考える」を企画されたときは、21世紀はアジアの世紀ということで、例えば、世界銀行が数年前に「エイシャンミラクル（アジアの奇跡）」と題する本を出していますが、当時はアジアが世界の経済成長センターであるともてはやしていました。このテーマが決まったときには、たぶん、まだこのような評価が続いていたころだったのではないかと思います。ご承知のように、最近ではアジアはだめだ、日本もだめだという観測もありますけれども、私は依然として、プラスの意味においてもマイナスの意味においても、21世紀はアジアの時代と考えています。なぜ、アジアが重要な意味を持つのか、また、その中で日本がどういう役割を果たさなければならないのかということについて、今日はお話をしたいと思います。もちろん、日本が果たすべきいろいろな役割がありますが、本日は法整備という観点からお話をしたいと思います。

まず最初に、アジアの時代ということですが、日本が経済成長を始めたのが、高度経済成長政策で昭和36年（1950年代の終わり）からですから、それ以前にすでに日本は戦前の

経済力を上回り、戦前をしのぐ工業化を進めました。技術革新、エネルギー革新を経て、日本は年10%近い経済成長率をしばらくの間続けるわけで、日本がアジアの中ではトップを切って工業化を達成してまいりました。

韓国・シンガポール・香港・台湾など、NIESといわれる新興工業国が、その10年ぐらいあとから発展を続けました。さらにその後ASEANがこれに続きました。ASEANといっても、現在のASEANの全部ではなくて、タイ、インドネシア、マレーシアという国が経済成長を始めました。これらの国はそれぞれ10年ぐらいつづ遅れて、日本の発展が1950年代の終わりならば、NIESは1960年代の後半から、ASEANは1970年代の後半からという状況でした。先頭に日本が飛んで、次にいくつかの国が続いて、また次に続くというので、アジアの経済はいわゆる「雁行経済」、雁が並んで飛んでいくのにとえられる発展を遂げてきました。いずれも、経済成長の最盛期には年10%を超える、あるいは10%近い経済成長をして、工業化を進めてきたわけです。そして、1970年代の終わりになりますと、ご承知のように、中国は文革の4人組を排除しまして、中国の改革・開放路線が影の実力者の鄧小平の理論のもとで進められるようになりました。このあたりになってきますと、それまで社会主義のもとで中央計画経済を行っていた国々が、市場経済に入り込んでくることになります。当初は市場経済といっても、中国の場合は農村生産責任制といって、それまで人民公社のなかで農民が共同して生産に従事していたのですが、それでは生産性が上がらないということで、個々の農民に自留地を認めて、そこで作ったものについては自由に売ってもよろしいということにして、利潤のマックスマイゼーションを認め、資本主義的発想を導入して農業生産の改革を始めます。しかしながら、工業化という点では、いぜんとして国有企画による計画的生産体制をとっており、改革開放が 이루어れておりました。

私が一番最初に中国に行きましたのは1979年ですが、そのころはみんなが人民服を着ていましたし、当時としては北京飯店ぐらいしかちゃんとしたホテルがない状況でした。私は、たまたまそこへ泊めてもらいました。明け方4時か5時ぐらいになると、何かシャーという音がするので何気なく窓の外を見ると、それこそ何千台という汚い自転車の列がずっと天安門広場の前の通りを走っていました。私が最初に中国に行きましたのは、中国社会科学院に招かれたものでした。加藤一郎元東大総長とか、一橋大学の学長でありました都留重人先生の驕尾に付して参りましたが、訪中社会科学学術交流団の中では、当時私が一番若かったのではなかったかと思いますが、北京飯店に身分不相応にも泊めてもらった

のですが、当時の中国経済の日本との格差たるや、本当に筆舌に尽くしがたいと言ってもいい状態でした。

女性もパーマメントなどをかけている人はいませんし、明るい色のシャツなどを着ている人は当時はいませんでした。その後ほぼ毎年のように社会科学院との学術交流で中国へ行きましたが、やがて、中国の側でもいろいろな人を招くのに金がかかるので、招待はしてくれるのですが、費用はこちら持ちということで訪中しました。私どもも乏しい大学の給料の中からお金を出して、今度はホテルとも言えないような、例えばシャワーを浴びようとしても水しか出ないというようなところに泊めてもらいました。

中国へは毎年のように行きましたが、数年のうちにどんどん変わってきました。79年から81年ころまでは、中国は非常に貧しく、法律の面でも当時はほとんどまだ何もありませんでした。例えば、北京大学に訪問しますと、北京大学の法学部は4人組のときは閉鎖をされていて、図書館などでも法律の本は全部捨てられていました。というのは、毛沢東が無天無法といって法律は無用のものとし、法律を勉強した者は「法卑」、つまり法律をやる者はろくなヤツがいらないと言っていたのです。中国共産党は法律に対して反感を持っていました。一番最初に行ったとき、どうして逃れたのか知りませんが、大学の図書館の一つの棚に何冊かの古い法律の本がひょいと乗っていたのが印象的でした。また、法学部も再開されたばかりでしたが、この当時は法律は国家の秘密なので、外国人に聞かせるわけにはいかないということで、法学部は外国人に対して閉ざされていました。教科書らしい教科書は、文革が終わって数年経ってから薄っぺらい仙花紙のような紙で出版されるようになったのですが、これも国家秘密なので国外へ持ち出しはいけないということでした。

そのような状態のもとで、中国は開放政策を進め、対外的な折衝を始め、また国内の商取引を認めてくるということになりますと、市場経済の法を作らなければいけないわけですが、国の方針は今言いましたように、法律というものは国家機密であるという考え方でした。我々は毎年のように社会科学院へ行って、座談会というシンポジウムを開くのですが、向こうから事前にいろいろな質問が来ます。ところが、中国ではなぜそういう議論をするのかということは一切説明せずに、例えば、民法と経済法の間をどう考えるかというような質問が来るわけです。日本で経済法というと、例えば、独占禁止法など、経済活動が独占化をしたり、大企業が競争制限な行為をするのを規制する法律分野をいい、経済法という特殊な法分野があります。こちらはそのつもりで、まだ中国は国有企業なのに、

当時は人民公社もありましたが、大企業のカルテルとかトラストをコントロールすることが、なぜ問題なのかよくわかりませんでした。

しかし、中国でいう経済法とは、日本でいう経済法とは違うものでした。当時は国有企業による生産がほとんどでした。現在は国有企業の実産は20%台になっていまして、もうすぐ10%台になってしまうかもしれません。今は80%近くが民営の企業で生産されていますが、当時は工業製品についてはほぼ100%が国有企業で生産していました。国有企業では、それまでは中央政府が計画を立て、それに従ってこれだけ生産をし、生産したものを別の企業にこれだけ買えということをやっていたのです。その意味では、従来の考え方は、企業間の競争によって取引をするというのではなく、党の命令によって取引をする、取引というよりは中央の計画通りに物が流れるというものでした。

当時民法は中国にはないわけです。民法というような、個人と個人、全くプライベートな人の間に適用をすると考えられている個人間の関係を、国有企業という、国のコントロール下に置かれた経済主体に当てはめることができるのかどうかということが実は民法と経済法の関係という問題の背景にあったのです。もっと端的に言いますと、取引でも個人間の取引と、国有企業との取引は違うのではないかという問題意識です。国有企業との関係は日本でいう行政法ですし、個人間には民法ないしは商法の世界なのです。それなのに、どうも日本やそれ以外の資本主義国は民法という法律を基礎に置いて、ビジネスファームも民法のルールに従っているようだ。しかし両者はそもそも同じ原理の上に成り立ちうるのだろうかというような、法律論というよりも一つのイデオロギー論です。当時の中国が鄧小平のもとで開放政策を取っていましたが、実際には党中央には保守派がいるわけですし、行き過ぎた法律を作ってもらっては困るという意見もあったようです。これは、あとで申しますが、ベトナムでも同じような議論がありました。

このように、中国の特殊な状況の中で生じる問題を、何の媒介もなしに日本から行く民法学者に質問をするわけですから、最初は話がうまく合いませんでした。最初の5～6年は議論をしているうちに、「どうもこれは少し問題のとらえ方が違うのではないか」と分かってくるという状態でした。しかも最初のうちは、私どもがこの人は有能な人だなと思うような教授となかなか話はできず、法律のことは何も知らない政治局員が出てきて、4人組がいかにひどかったかという話をするのです。大先生たちはつい2～3年前までは下放されて農村で働かされていまして、前歯が2～3本欠けている先生にどうしたのかと聞くと、下放されている間に殴られたのだというようなことでした。そういう生活を何年も

強いられた後ですので、なかなか研究生活に復帰できないということもあるのですが、国の方針や政治的なものに非常に遠慮をして、自分がこういうことを言って、後でどこかで何かされるのではないかなと恐れているという感じでした。

それがやがて変わってきますが、基本的には中国は自分の力で、学術交流というようなかたちで外部から情報を得ながら、ほかの分野でもそうですが、法律の分野でも自力更生を行ってきました。全国人民代表大会という中国の国会がありますが、それは一種のお祭りで、全人代の中の常務委員会という機関が党中央とともに実際にいろいろな政策や立法を決めています。常務委員会でポリシーを決定し、国务院（日本でいうと内閣のようなところ）に法務委員会がありますが、それが全人代の専門委員会と一緒に立法のドラフティングをするようです。

私は、天安門（1989年）事件までは、少なくとも隔年で中国に行っておりましたが、この事件で嫌気がさしてしばらく訪中しませんでした。天安門の直前頃には、中国の社会も学者も、かなり自由になってきて、どのようなことが問題になっているかということを知ることができたり、立法のドラフトを見せてくれたりしました。それを持って帰っても、別に国家機密ということでもありませんでしたが、中国は基本的には自分たちの法律は自分たちが立法し、外国の直接の立法支援はもとめませんでした。例えばパテントの立法をするときなどには、調査団が何回も日本に来たり、ヨーロッパに行ったりしています。そのように、特定の目的のためには、自分の国の金で外国に調査団をやり、それと同時に留学生をたくさん出しまして、留学生が帰ってくる知識を使っています。あるいは、我々が学術交流団として行ったときなどに、特定の問題について3～4日間ディスカッションをして、そこから知識を得たり、我々が中国の学者を招待したときに、あちこちの機関を訪問して調査をするなどの、中国の場合には、いろいろな面で自力で法整備をやってきたというところがあります。

現在の学者のうちでシニアの人々は、もともと資本主義の法律の勉強をした人達ではありません。79年に行ったところにいた老先生は、共産主義革命が起きる前にアメリカやフランスで勉強したという人もいましたが、現在の長老は全部ソ連で教育を受けている人です。その意味で、非常に優秀な人たちですが、我々とディスカッションをしても、なかなか理解がうまくいかないというところがありました。

また、自分たちで立法のドラフトを一から十までやっていますから、法律ができるのが遅いのです。例えば民法典について見ますと、おそらく80年代に入るとすぐに議論を始め

ているはずですが、今もって民法全体の法律はできていません。「民法総則」というものがあります。日本の民法第一編の総則を考えるかもしれませんが、そうではありませんで、契約なども含めて、民法全体の原則的なルールや制度がざっと書いてあるものです。そこで例えば、必要に応じて経済契約法を作ったり、最近では担保法ができたりにしていますが、基本的にはまだいろいろな法律ができていません。それでも中国側から法整備を直接支援してくれという話は聞いたことがありません。ただ、資料とか、本を寄贈してくれないかという話はしばしばあります。

このようにして、中国の場合には、今のところ、国内の取引ルールと国外のルールとを分けています。しかも、改革・開放経済といいますが、基本的には全体を開放しているわけではありません。例えば、1980年でしょうか、深セン経済特別区を作りましたが、あそこに適用されるルールと国内のルールは別です。外資を取り入れるために、三資と言って、合弁会社、合作会社、それから100%外資会社があります。これは、この中にも関係している方がいらっしゃると思いますが、すべて中国側の認可制で、沿岸地域を開発するために税金をまけるとか、法のもとにというよりも、むしろ行政的な措置をもって外資を導入して、外国の会社を送金をするときに、その送金の方法についてもいろいろな制約をつけるということを行っています。深センの経済特別区をはじめとする沿岸地域に対しては、国内法と言っては語弊がありますが、内陸部とは別のルールを特別に適用しています。

特に現在では香港が返還され、香港は中国の一部ですけれども、そこで行われている法は別であるということは皆さんご承知のとおりです。通貨の問題にしてもいずれ元を切り下げるだろうと私は思いますが、政治的に元を切り下げないということもできるわけです。つまり、外資の出入りは自由ではありません。一応外資は入っていますが、インドネシアなどのほかの国のように外資がなくなると、何もなくなってしまうという状態ではありません。深センなどだとかどうかはわかりませんが、少なくとも中国全体とすれば、ジョージ・ソロスのような人がいて、ぱっと資金を引き揚げてマネー・ゲームをしようと思っても、きちんと堤防はできていますから、そう簡単には通貨危機は起きないわけです。

逆に言うと、その分開放をするといっても、なかなか開放できないところがあります。WTOに加入するといっても、どうやって国内、特に内陸部とのギャップを抑えながら、かつグローバリゼーションの波の中に入っていくのか。私は、法律問題よりも経済問題、国際金融問題などさまざまな問題が絡むと思いますが、法律的にも中国は大変苦勞をしているのだらうと思います。

いろいろな問題がありますが、ここ何年にもわたって中国は年10%を超える経済成長をしています。あれだけの人口、12億人の国が動いているわけです。資源も国土の広さほどはありませんが、我が国に比べるとけた違いの資源を持っています。その点で、中国は今後も現在のように10%ということはないにしても、成長を続けるでしょう。21世紀半ばには我が国をはるかに超える世界最大の市場になるはずで、中国政府としては、何があっても中国人民の生活レベルを上げていかなければならないわけですから、一定のリミットを置きながら、市場経済化を促進せざるをえません。中国は現在でも政治的にはかなり大きな発言権を持っていますが、今後は経済的にも軍事的にも大きな発言権を持ってくるであろうと思います。

次にベトナムについて申し上げます。今日の話は、香港、韓国、シンガポール、台湾、タイなど、雁行のおしりの方にしようとも雁として飛んでいる国は別にしまして、そのさらにあとから、雁行に追いつこうとしている中国の話をしております。ベトナムは、中国よりさらに後発で、たった今飛びはじめようとしているところです。さらにそのあとのカンボジアとラオスはもしかすると、まだ雁になっていないのかもしれませんが。卵かもしれません。ともかく、アジアの雁行経済から外れている国、しかも経済のグローバリゼーション、あるいは政治のグローバリゼーションの中に飲み込まれようとしている国の話をしたいと思いますので、中国の次に2番目には、ベトナムの話をしたいと思います。

ベトナムはご承知のように、ベトナム戦争でアメリカに結果的には勝つことができたわけです。しかし勝ったといっても、アメリカが南ベトナムを出ていったときには、北ベトナムは経済的に疲弊の極に達していました。軍事を除いて政府の組織制度も機能しておりませんし、法律制度もほとんどありませんでした。一部のインテリはロシアで教育を受けていましたが、一般的に言えば、法学教育もほとんど行われていない状態でした。

ベトナムで新しい経済政策が始まりましたのは1979年で、ちょうど中国が改革開放に乗り出したと同じころに、中国のまねをしたのだと思いますが、新しい経済秩序の建設を開始しました。しかしながら、戦争の傷あともあり、また、南ベトナムと北ベトナムが統一間もなかったということもあって、実際にはほとんど経済改革は進まず、むしろ改革に失敗したわけです。

そこで1986年に、皆さんもこの言葉をご存じだと思いますが、「ドイモイ」（刷新）政策が始まります。これも、当初は失敗しまして、一時ひどいときには、ドイモイのちょっと前ですが、インフレがなんと年間700%とか1000%になったこともあります。ドイモイが

始まって生産請負制をとります。これは先程中国について申しました農村生産責任制と同じように、農民にある程度の自由を与えたわけです。ベトナムは戦争の後、米の輸入国でしたが、農民の生産請負制をとってから数年のうちにベトナムは米の輸出国になり、現在では、東南アジアの最大の米の輸出国になっています。

このようにまず、農業で農民に活力を与えると同時に、それまで国有企業以外に認めていなかった個人営業を認めるようになります。そのことが物資の流通を豊かにするわけですが、86年のドイモイのあと、いろいろな政策を展開しまして、対外開放政策をとると同時に、国内的には市場経済への移行を試みました。対外開放ということによってどういうことを意味したかと申しますと、これは、外資を導入するということです。ドイモイの前はソ連が年間10億ドルというような莫大な額の援助をしていました。留学生もソ連がまる抱えということでしたが、ご承知のように、ソ連の経済がおかしくなり、やがてソ連自身が崩壊をするということになり、ベトナムはソ連に頼っているわけにはいかないということで、外資の導入を迫られたわけです。

外資を導入することになって、法律としては「外資法」を作りました。ベトナムには国会があるのですが、戦争中は国会を開いている余裕がありません。ですから、戦時中はもちろん、その後も党書記長とか、内務省などの各省がオーディナンス（法令）を党の命令に従って出して法律に代えてきたわけです。しかし、外資を導入するとなると、安定性、透明性のないオーディナンスでは間に合いません。外資から見ますと、きちんとしたルールがなければ、ベトナムに投資した後何をされるかわからないので、危なくて投資できないわけです。そこで、比較的早い時期に外資法を作って、外国人の100%投資による法人を認めてその財産等を保証します。つまり、国有企業以外に外資による法人を認めました。ですから、ベトナムの外資法は日本の外為法のように外国為替のコントロールだけではなくて、外国の法人についても決めています。

ところが、外資100%の法人とか、地元資本との合弁会社などができても、入ってきた外資が立地する土地がありません。ベトナムでは土地所有権は全部国家のもので、工場を建てても、それが乗っている土地の権利がありませんから、いつ没収されるかわからないわけです。そこで、「土地法」を改正しまして、土地所有権自身は国家のものだけでも、外資法人に土地利用権を認めるという条文を置きました。ところが、土地利用権がどのように保障されるのかということについては、当時はきわめてあいまいでした。さらに、外資法人が設立され土地が利用できることになっても、さて工場を建て、原材料を購

入し、生産した製品を販売しようとしても、国内取引のルールが何もありません。契約法もないわけです。そこで、この辺も中国と似ているのですが、経済契約に関するオーディナンスを出しました。つまり、外国から金だけを持ってくればすべてが終わるのならいいのですが、外国から金を持ってきたら、その外資が生産をする場所とかオフィスの場所を持たなければなりません。さらに、外資法人が生産をし、サービスをするためには、国内の取引、相手が必要になります。そこで、外資法に遅れて国内の法人法を作ることになります。

このようにして、外資を入れるために、いろいろな法律を必要に迫られその場その場で作らなければならなくなりました。しかし、ある法律やオーディナンスは司法省が出し、あるものは投資計画省が出し、あるものは商務省が出すという状態で、これらが整合性もなくバラバラに出されました。しかも法令集もなく、当初は各省庁間でも他省の出したのものには金を払わなければ入手できないという状態で、いったいどのような法律、オーディナンスがあるのかよくわからないというのが現状でした。今でも各省庁には予算が十分ありませんから、各者が何とかして資金を獲得しようとしています。これは余談ですが、最近ではベトナムでもいろいろなホテルができていますが、以前まだホテルがあまりないころには、例えば、軍が持っている施設に外国人を泊め、ベトナム人の月給が20ドルぐらいのときに、1泊60ドルといった料金で泊めていました。このようなことで、それぞれの省庁が自分で金の工面をしながら行政をやっているというような事情がありますので、ほかの省庁に対していろいろなサービスを要求しても、ただではやらないということもあります。以上申しましたように、ドイモイ以降必要に迫られていろいろな法律ができましたが、それらは整合性もなく、ときには矛盾することもあり、欠けている分野もあって、ベトナムが市場経済化を進めていくためにはどうしても法制度の整備をしなければならないという状況にありました。この間の事情については、私が日本弁護士連合会の『自由と正義』という雑誌に論文を書いております（1996年7月号）。詳細はこれを見ていただきたいと思います。

このほか、外資が入ってきますと、パテントとか、ノウハウなどいわゆる無体財産に属するようなものについても、勝手に使われないように保護を必要とします。さらに、外資のみならず、国内で家族経営で行う農業、商業や工業を認め、かつそれに対して土地の利用権を確保してやらないと、市場経済が動きませんから1992年にベトナムは憲法を改正して、個人の営業の自由を含めて、取引の自由、財産権の保障などの規定を置いて、市場経

済の基礎となる原則を打ち出しました。しかしながら、憲法の保障が実際にどうなっているのかと申しますと、例えば、土地利用権について見ますと、土地利用権については人民委員会（ピープルス・コミッティ）という市役所にあたる機関がありまして、土地を利用したい人は人民委員会に行ってお金を払って、土地の利用権を認めてもらわなければなりません。しかし、何年間利用権を認めてくれるのか、どういう条件のもとで認めてくれるのか、譲渡性があるのかというようなことは、どこにもはっきり書いてありません。人民委員会の裁量で土地利用権が設定されるわけですから、どうも人民委員会のサジ加減ひとつということのようです。したがって、土地利用権が憲法に保障され、土地法に書いてあっても、現実には法律上の権利といえるのか疑問がないわけではありません。

1994年ぐらいから日本の企業もベトナムに進出していますが、土地利用権が確保できるかどうか不安があるものですから、現地の出資家に土地の利用権を出させ、ほかの部分で日本の企業の投資でまかなうということをやっているようです。日本の企業が申請しても、ベトナムの各地の人民委員会が土地利用権を認めてくれるかどうかわかりません。かつてアメリカの企業が日本の通産省などの行政指導に非常なフラストレーションを起こして、構造改革で日本政府にがんがん文句をつけたのも、今から考えればなるほどもっとものように思います。

そこで、やはり全体を通じて、きっちりとした法体系を整備していかなければならないのではないかということになり、憲法が改正になった1992年から市場経済法の基本法である「民法典」の編纂作業が始まりました。しかし、「民法典」を編纂するにしても、高等教育を受けている人はほとんどソ連留学者です。ソ連は、計画経済でしたから、ソ連帰りに人達にはどのようなものが民法なのかよくわかりませんでした。ところが、そのソ連も崩壊して、ロシアになり、ロシアでも市場経済化をするために、ロシアで民法典のドラフトができています。ベトナム政府は民法典編纂作業に入るにあたって、まずもと社会主義国がドラフトしたものを学んだようです。しかし、どうも市場経済法としては問題がありますので、ベトナム司法省は市場経済先進国に行って、支援をしてほしいというお願いをしてまわったようです。

日本にもベトナムの司法大臣が来たときに、ときの日本の法務大臣にお願いをしましたら、そのときの法務大臣は、「わかりました。それでは、善処いたしましょう」と言ったのだらうと思いますが、ベトナム側に期待を持たせるようなことを言って結局は何もしなかったようです。日本の法務大臣としては、このような依頼はもともと外交問題であり、

民法は法務省の所轄事項だけれども、法整備支援をするかどうか、国内問題ではなくて外交問題なので法務省に持ってこられてもお門違いだ、ということだったのだらうと思います。岡村元法務次官のいる前で、あまり法務省の悪口を言っではいけないのかも知れませんが、ベトナムの司法大臣は、1993年に日本に来たときに、日本に法整備支援を求めたのです。

たまたま私は、前にいました名古屋大学法学部のプロジェクトでベトナムに行きまして、紹介されて、司法大臣にお目にかかったところ、「日本政府に頼んだけれども、何もしてくれない。日本の法務大臣に頼んだときには、やってくれそうなことを言っていたのに」とおっしゃるものですから、私はふだんはあまり愛国者ではないのですが、これは日本の恥だと思いまして、日本に帰ってきた直後に法制審議会の会合があったときに（私は法制審議会の委員ですので）、法務省の官房へ行きまして、「ベトナムでこんなことを言われたけれども、どうなっているのだ」と言いましたら、「いや、これはうちの問題ではなくて、外務省へ連絡してあるはずですが」ということでした。そこで、外務省へ行ったところ、「外務省では」ICAを通じて協力しているけれども、「ICAには法律の専門家がいないからできない」ということでした。そのようなことがあって、また外務省から法務省へ、専門家の派遣依頼をしたようです。法務省では、「法整備支援はやったことがないし、日本の民法はもともとフランスやドイツから来たのだから、何も日本人が出かけて行ってやることもないではないか」というような考え方だったようですが、よく考えてみると森島がやってきて騒ぎを起こしたのだから、あの人に頼んだらどうかというので、法務省から外務省に森島に頼んだらどうかということをしたようです。そこで、外務省から、ベトナムに行ってくれないかという依頼が私のところにきました。こちらは、つい先ほど国際信義に反するではないかと大見えを切った以上、行かないわけにはいかなくなり、行くことになりました。

しかし、この当時は法整備支援はまだ技術協力、経済協力というカテゴリーではなく、文化交流というカテゴリーで行われていました。つまりICA国際協力事業団の事業ではなくて、国際交流基金の事業として行われました。いうならば、ファッションショーとか能役者と同じように、日本の文化の一端を外国で披露するというので、私はベトナムへ出かけたことになります。行ってみますと、民法典起草の支援にフランスも来ており、オーストラリアも来ていました。その後ドイツも来まし、スウェーデンも入ったのです。

ところが、フランスの法律家はフランスの民法典を持ってきて、フランス法の講義をして、「これが民法なのだ」と言って帰ってしまったようでして、ベトナムの市場経済化のためにどのような民法典を作ればよいか、という話ではなかったようです。私は、日本がヨーロッパの国々の民法を導入して、ずいぶん苦勞をして、100年かけてあっちへ曲げこっちへ伸ばして、母体となった規定とは全く違った運用をしなければならなかったという事情を説明いたしました。まず、私はベトナム民法の当時の第4次草案を東京外大の先生に頼んで翻訳してもらいました。よけいな話ですが、実は翻訳料は文化交流プロジェクトからは出なかったのですが、滞在費としてもらった十数万円では足りず、20万円ほどの翻訳料を払いまして、ベトナム民法草案に何が盛り込まれているかを勉強しました。そして、そこにある制度や規定のなかで理論的、実践的に問題となりそうな点を整理して、日本はこの点について、こういう考え方を取っているけれども、これは結局このように変えざるをえなかったとか、あなた方の規定はこうだけれども、こことこの規定は抵触しているのではないかと、この規定はフランス法的な考え方だけれども、ドイツ的な考え方がここに入っているとか、そのような講義を1週間朝から夕方まで英語で通訳付でやりました。こういう講義を前後4回しました。最後のものは2日間で司法大臣と相対で議論をいたしました。

「ベトナム民法典」は95年に出来ましたが、当初私が出かけて行って講義をしたときには、能力的には優れているのですが、こんな人たちが民法の起草をできるのだろうかと思うほど、ほとんど何も法律的なことを知りませんでした。私の英語も大したことはないのですが、それでもアメリカで講義をしたりしていますから、返ってくる反応がおかしいのは、私の英語が悪いのではなくて、通訳が悪いのだろうと思っていました。しかし、最初のころ反応がおかしかったのは、もともとコンセプトも何もわかっていなかったからなのです。

しかし、回を進めるにつれてかなり参加者の理解が進んできましたが、とにかく民法典を作ろうというわけですから、これは大変なことだと思いました。日本でもボワソナードというフランス人の先生が、日本民法典のドラフトを開始してから民法典ができるまでに20年かかっているのです。またオランダ民法は、19世紀の終わりごろから改正をはじめて、2年ぐらい前に一部分の改正が終わったぐらいですから、大法典はそう簡単にはできておりません。とにかく状況を見ていると、いろいろな規定が穴だらけです。しかし、ベトナムにとっては、とにかく市場化のベースを作る必要があったのです。ですから、民法典

の中には、不十分ながら商取引も入っていますし保険も入っていますし、パテントも入っています。それから一種の国際私法の規定（法例）も入っていて、いろいろな法分野の規定も入っています。いいかえれば、市場経済化に必要なルールを全部民法に盛り込んでいるわけです。その分細かいところまでは手が届いていません。

例えば、「担保法」などの規定は民法にあるのですが、どういう要件のもとでどれだけの財産が担保の対象になるのかというようなことは、条文からはわかりません。私は何回かこれらの点を指摘しましたが、とにかく規定がまったくないよりはあった方がいい、日本のように100年も同じ民法典を変えずにいて、裁判所の運用で変えていくよりは、ともかく作っておいて、足りなければどんどん新しく立法すればいい、法律とはそんなものだと言いながら、起草のお手伝いをしてきました。ベトナム民法は、私どもが見ますと、いろいろな欠陥がありますが、ともかくできたということに大きな意味があったと思います。

民法制定のあとベトナムでは「商法」を作ろうということで、作業を進め、先日「商法」ができましたが、実は民法の中で商法で扱うべきいろいろな規定を入れてしまったものですから、商法起草にあたって商法は何を対象にするのだということが問題になりました。「会社法」は「会社法」で別にあるものですから、商法典は商行為法の一部、商事契約法を規定することになりました。そこで条文はあまりたくさんありません。たしか300条足らずです。商法の次に現在「会社法」の改正作業がはじまっているようです。先程言いましたように、会社については、外資法でまず外資会社ができ、それからベトナム資本の商事会社ができ、さらにその他の法人の法律というように、バラバラに会社関係法ができてきたものですから、これらの会社の規定を統一した「会社法」を作ろうということなのです。

私は、「民法典」起草のお手伝いを93年からやっけていまして、民法典は95年にできましたが、このころ日本政府のODAの方針も変わりました。箱ものからソフトへと言いましようか、今まで橋などの箱ものをODAで造っていたのを、今年からはじまったODAの10%カットを迎え、またこれまでの箱もの中心のやり方についてはいろいろな批判があるものですから、ODAのあり方を再検討する必要性が出てきました。今までは量でやってきたものをこれからは質でやらなくてはならなくなり、そこで、ODAの対象をもっと質的に高いもの、インテレクチュアルなものに転換をしようというODAの大綱ができました。

そうした流れの中で、法整備支援は金額からいえばささやかなものですが、JICAの

経済技術協力の一環としてやることになりました。私は、今申し上げたようないきさつがあったものですから、法整備支援プログラムを組むにあたっていろいろと外務省からお尋ねを受け、そのうちに、ベトナムの法整備支援をやりましょうということになりました。法務省は前にも申しましたように、それまでは外国の法整備のお手伝いをするのにあまり乗り気ではなかったのですが、今度は法務総合研究所というところで、法務省の国際化の一貫として法整備支援をやろうということになりました。法務省はもともと刑事法の分野では、アジア研と言われるところで国際的な犯罪防止関係の研修を前からやっていたのですが、民商法についてはこれまで外国に対する協力はやっておりませんでした。しかし、95～96年ころから法務省も方針を変えてきたといえます。

現在は、私がベトナム法整備支援のチームリーダーとなって、学者、法務省、JICAの協力のもとに法整備プロジェクトがはじまっています。プロジェクトをはじめるにあたって、日本とベトナム政府との間で、96年から何回も交渉をして、かなり難航はしましたが、本年度から本格的に始まっています。その一環として、法務総合研究所では、先程から出ています国際民商事法センターのご協力も得て、年2回10人ずつ約1月間研修をしています。これは、実は前倒しでやっています、一昨年、まだJICAのプロジェクトが正式に始まる前からやっています。また日本から専門家を送って、ハノイでいろいろな法分野の講義をしています、本年度は6回行うことになっています。1回、4～5日間の研修で20、30人が参加しています。

そのほかに機材供与と言いまして、資料や機器を提供していますが、ベトナム司法者で法律の検索やドラフトの入力をするため、機材供与としてコンピュータを、全部いっぺんにというわけではありませんが、毎年にかけて供与することになっています。データベースの作成とか、データリトリバルなど、司法省の事務能力の向上の支援を行うことにしています。さらにハノイ法科大学に本を差し上げたり、そこで講義をするというようなことも、本年以降行うことになっています。一応3年間で昨年からは正式に始まったところですが、今年ベトナムへ行って司法省と話したかぎりでは、日本の法整備支援は非常に高い評価を得ているように感じました。司法省では、日本のプロジェクトは非常にきめこまやかにやってくれているが、もう少し金を出してもらいたいということでした。日本のほかに、今はアメリカも入っていますが、カナダ、ドイツ、フランス、スウェーデン、オーストラリアなどが法整備支援を行っていますが、司法大臣は、お世辞もあるかも知れませんが、「日本の貢献が我々にとって非常に有益である」と言ってくれました。

ほとんど時間がなくなりましたので、あと少し簡単に言います。

カンボジアについて申しますと、カンボジアはご承知のように、ポルポト政権のあと人的資源もない状況から国づくりを始めなくてはなりませんでした。そこで、カンボジアは1994～1995年の頃から、日本に対して支援を求めています。現在、フランスなどが支援をしています、日本でもベトナムでの経験を踏まえて今年から支援をしようということになっています。実は、今週の日曜日からカンボジアへ行って、カンボジアの司法省とどういう支援をするのがよいのかという交渉をすることになっています。民事裁判では民事法のルールがほとんど存在していませんので、債務者がお金を返さない場合には刑事裁判を起こして、「金を返さなければ詐欺罪だぞ」と圧力をかけて金を返させるということをやっているようです。そこで執行手続もあまり必要ありませんし、いざとなれば牢屋へぶち込んでしまえばいいわけです。そういうことがまだ行われている状態です。まず、人材の育成が必要です。プノンペン大学の法学部がごく最近復活していますが、まだまだ施設も中身も十分ではない状態です。

それから、ラオスからも支援の要請がありますが、今のところラオスの支援については日本の政府はそれほど関心を持ってないようです。しかし、いずれやることになるかも知れません。

ミャンマーについては日本の政府は関心を持っているようですけれども、ご存じのような軍事政権の状況のもとで、日本が出かけていきますと、ヨーロッパの国から非難されますので、欧米の国から批判されるようなことはしないということが日本の外務省の大原則ですから、ミャンマーについては、よその国が支援を始めるまでは日本も支援をしないであろうと私は憶測しています。

そのほか、モンゴルも法整備の支援を求めています。モンゴルは、ベトナムよりものすごい勢いで法律づくりをしており、3年間で190いくつかの法律を作って、民法ももうできています。ところが、聞くところによりますと、民法ができて3年目なのですが、今年から民法典の改正作業をするということです。この改正作業に対する日本の支援に対しても非常に熱心なラブコールがありますが、今のところ、モンゴルでは箱ものはやっていますが、まだ法律までは手が回らないようです。おそらく法務省も岡村理事長のところも、現時点ではモンゴルまで手を広げる余裕がないのかも知れません。モンゴルの民法は内容的には、ベトナムとはそう大きな違いはありません。ベトナムの民法をもう少しお粗末にしたものと言うと怒られますが、モンゴルの民法はもう少し簡単です。そのほかの法律もあ

りますが、非常に簡単ですので、これに対する支援は今の日本の状況であれば、そう困難ではないのではないかと私は思っています。

法整備の必要性についても別にお話をしようと思ったのですが、今までお話をしたところでこの点おわかりいただけたと思います。要するに、これらの国で、計画経済から市場経済へ変わるということは、大変な頭の転換を要するわけです。モンゴルは社会主義を捨てましたが、ベトナムにしろ、中国にしろ市場経済へ移行するとは言っても、まだ社会主義が乗っかっています。中国は社会主義的市場経済と、私から言わせれば論理矛盾のようなことを言っているのですが、市場経済の方向は否定できないにしても、党の意向でどうなるかわかりません。

ベトナム民法のお手伝のときも、最後の会合では、法務大臣と差して議論をしたのですが、そこでは党の長老から怒られるので法律的にはおかしくても規定を入れないわけにはいかないということでした。そこで民法典としてみれば、おかしい規定がいくつか起草の最終段階で入りました。例えば党の組織を特別のタイプの法人として認めるとか、党の所有権を通常の所有とは別のカテゴリーの所有権として認めるとか、なぜこんな規定を入れるのだろうというようなものが入っています。その意味で、まず社会主義から市場経済に変わるということは、我々が表で考えるよりはもっと大変なものです。おそらく徳川幕府から明治政府に変わったよりも、もしかするともっと難しいかもしれません。

それから第2にこれらの国では、グローバリゼーションの問題を抱えています。日本の場合はじっくり近代化をやればよかったわけですが、ベトナムもそうですが、カンボジアもASEANなどを通じて、短期間の間に自由競争というよりも、極端なことを言うと言弱肉強食の世界にいやでもおうでも飛び込まないと自国の経済が持たないという状況の中で、現実の社会の遅れと外側の動きをどのように法律として構成していくのかという点が、大きな問題です。いわば、まったなしで世界の要求するシステムと現実とのギャップを法律で埋めて行かなければなりません。

さらに、仮に法律ができて、それを実行するためのさまざまな施設や人材、法を執行する法律家制度、実務家がまだいないことも大きな問題です。これらを法整備支援の中で、どうやって人材育成を我々がサポートしていけるのかという点です。全部我々が面倒をみるわけにはもちろんゆきません。

まだ、いくつかお話をしようと思っておりましたが、つつい法務省の悪口とか、国際交流基金が金をくれなかった話になりますと、自分の利害関係に密接に関係するせいか、熱

が入りまして、もう少し高尚なお話をするべきでしたかもしれませんが、こういう話は論文などに書けませんので、ある意味ではこれが講演の一つのだいご味と、お許しいただければ幸いです。

どうも失礼しました。ありがとうございました。



国際民商事法研修 i n 金沢での研修員発表 （写真提供：北國新聞社）

財団法人国際民商事法センター
事務局次長 相沢 繁昌

6月2日に梅雨入りした後、じめじめした日が続いておりますが、各位には如何お過ごしでしょうか。

雨の多いお天気に加え、景気の方も円安、株安などで回復は遠ざかる一方で、気分はますます沈みがちです。せめてサッカーW杯のデビュー戦でアルゼンチンに勝って、スカッとさせてもらいたいところでしたが、残念ながら敗れてしまいました。しかし、日本チームは強豪を相手に善戦し、今後に十分期待を抱かせてくれました。

さて、この度の機関誌第5号では、本年3月及び5月に開催しました理事会・評議員会の議事録や、当財団の平成9年度事業報告、平成10年度事業計画等の詳細を掲載しております。読みづらい点があったかと思いますが、当財団の活動についてご理解いただけたかと思えます。

本年事業計画では、従来の各プロジェクトを更に内容を充実させ実施すると共に、新たなプロジェクトとしてカンボジア法整備支援研究を上げており、これに鋭意取り組む予定にしております。

これら報告に加え、本年2月から3月にかけて実施しました第2回国際民商事法研修の中で、2月12日金沢・北國新聞社にて行われました当財団評議員・森嶋昭夫上智大学教授の講演「アジアの時代 法整備支援を考える」を掲載しております。お読みいただいて、教授のアジア各国に対する法整備支援の熱情にお触れいただけたのではないかと思います。

丁度、今週月曜日（6月15日）から第6回ベトナム国法整備支援研修が始まりました。次回機関誌は、この研修の期間中にベトナム研修員も交え行います、ベトナム法制度シンポジウムを特集し、9月に発行する予定です。

なお、機関誌、ICCLC NEWSについてのご感想、ご意見等がありましたら、当財団事務局までお寄せ下されば幸甚です。

発 行 日：平成10年7月15日

発 行 者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館

TEL 03(3505)0525

FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役社長 杉本恵美

〒104 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566 (代)

FAX 03(3553)1271